はじめに

近年、人びとの絆が希薄化し、児童虐待や高齢者の孤立など、新たな生活問題が起こっております。このような中、住民同士の対話と交流を基礎にした支えあいの関係づくりを促進し、すべての住民の人権や生活が守られ、「誰もが住みよく安心してくらせるまちづくり」を基本理念に掲げた「第２次守山市地域福祉活動計画」を策定することができました。

この計画については、実態の把握と課題の掘り起こしを行い、市民の皆さまに主体的に取り組んでいただきたい活動内容やそれに対する考え方など、広く地域の特性を活かし、目指すべき方向性を見出すことができました。

とりわけ、自治会・学区社会福祉協議会・市社会福祉協議会の連動した小地域福祉活動と、関係機関と市社協の協働・連携した活動のあり方について、色濃く打ち出すことができました。

この策定にあたっては、地域の福祉活動に携わっていただいている皆さまとの懇談や、地域住民との関係についてのアンケートなど福祉施設の皆さまにもご協力を賜り、日頃の暮らしや地域での福祉活動の課題について、それぞれの立場から広くご意見をいただきました。これらを踏まえ、その解決や改善を図るべく策定委員会等で熱心な議論を重ねていただき、英知を集めていただいた計画となり、今後はこれを基に地域福祉活動の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

市民の皆さまにおかれましても、私たちのまちの地域福祉の発展を共に目指し、地域の諸活動への積極的なご参加とご協力を尚一層お願いいたします。

最後に、計画の策定に際し、ご尽力いただきました策定委員をはじめ各委員の皆さま、ならびにご協力いただきました皆さまに、心より感謝申しあげます。

平成２３年３月

社会福祉法人　守山市社会福祉協議会

会　長　　中 條　忠 文

策定委員長あいさつ

未来につなごう心のバトン

―第２次守山市地域福祉活動計画策定にたずさわって―

「地域福祉活動」にゴールなし！といわれますように私たちは日々、人と人とのすばらしいふれあいの中でともに思いやり、支えあいながら生きています。

ところで今日の少子・高齢化の進展に伴なうさまざまな課題は、私たち一人ひとりにあらためて「生きることの意味」を問いかけているように思われます。

幸い、私たちのまち守山は「ご近所の底力」を合い言葉に７０自治会それぞれに特色あるまちづくり活動が活発に展開されていますし、各学区社協においても永年にわたり、自治会長さんや民生委員児童委員さん等が核となって、それぞれ特色ある地域福祉活動が展開されています。

こうした中、平成１２年に策定された第１次計画でもあります守山市社会福祉協議会地域福祉活動計画が十年を経過。この間の著しい社会構造の変化と市民ニーズに対応した新たな活動計画の作成にたずさわらせていただきました。

作成にあたっては、平成２１年度は策定準備会で、２２年度は作業部会で、それぞれ委員のみなさんが日頃の実践活動を基に、成功例や問題点等を出し合った積み上げ方式で練り上げていただきました。

もとより、地域福祉活動は日頃の「営み」であり、「日常的な対話と交流」「支えあい」を推進していくことを基本理念とした本計画であります。

これを日々実践していくには、市民一人ひとりの深い理解と積極的な参加が最も大切であり、皆様のご協力をお願い申し上げます。

この計画作成にあたり、ご熱心に適切なご指導をいただきました大谷大学の山下憲昭先生をはじめ、準備会、作業部会の委員さん、本策定委員会の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

平成２３年３月

第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会

委 員 長　　山 本　富 夫

目　　次

〔第１部〕 第２次守山市地域福祉活動計画

		ページ
第１章	計画の概要	１
第２章	第１次計画の到達点と今後の課題	６
第３章	基本理念・基本目標・基本計画Ⅰ	１２
第４章	地域福祉の推進と連携・支援強化　基本計画Ⅱ	２２

〔第２部〕 関連資料

	ページ
１．小地域福祉活動とは	２６
２．計画の実現にむけた提案（実施計画）	２７
３．地域福祉活動の実践例	３１
４．学区地域福祉活動計画（学区計画）との関係	３６
５．その他	４０

〔第１部〕　第２次守山市地域福祉活動計画

第１章　計画の概要	ページ
１．地域福祉活動計画（社協計画）の意義	１
２．守山市地域福祉計画（行政計画）との関係	２
３．学区地域福祉活動計画（学区計画）との関係	４
４．計画の愛称	４
５．計画の期間と計画の進捗管理	５

第２章　第１次計画の到達点と今後の課題	ページ
１．バランスの良い活動・事業の発展をめざした第１次計画の「重点課題」	６
２．もっと住民の創意工夫を活かした活動へ	６
３．第１次計画「基本目標」の到達点	７
４．特徴的な小地域福祉活動の発展	８
５．第１次計画策定以降、各種検討会議等を継続して開催	１０

第３章　基本理念・基本目標・基本計画Ⅰ	ページ
１．基本理念	１２
２．基本目標	１２
３．重点的に取り組む地域福祉活動　基本計画Ⅰ	１３

第４章　地域福祉の推進と連携・支援強化　基本計画Ⅱ	ページ
１．人権尊重のまちづくりの推進	２２
２．地域生活を支える事業の推進	２２
３．ボランティア活動への住民参加の促進、ＮＰＯとの連携強化	２３
４．民生委員児童委員活動との連携強化	２４
５．介護保険事業の実施について	２４
６．市社協の基盤強化	２４

第１章　計画の概要

１．地域福祉活動計画（社協計画）の意義

― 小地域福祉活動と学区社協・市社協との双方向性を大事にした活動計画 ―

地域福祉の推進は、今日、人びとの生活を守っていくうえで重要な課題として位置づけられています。このことは、社会福祉行政の課題であるとともに、住民参加の福祉のまちづくり活動の課題でもあります。

地域福祉活動計画は、民間団体としての社会福祉協議会がすべての住民を対象にして取り組む住民主体の福祉のまちづくり活動計画です。

社会福祉法人守山市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）では、平成 12（2000）年６月に『守山市社会福祉協議会地域福祉活動計画』（以下、「第１次計画」という。）を策定し、小地域福祉活動の推進や地域福祉権利擁護事業の普及、生活福祉資金貸付制度の活用支援、共同募金事業の拡充、介護保険事業の充実などに努めてきました。

地域福祉活動計画の定義

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

（全国社会福祉協議会『地域福祉活動計画策定指針』平成 15 年 11 月）

社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

(1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。
【住民ニーズ基本の原則】

(2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。
【住民活動主体の原則】

(3) 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。【民間性の原則】

(4) 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。【公私協働の原則】

(5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。【専門性の原則】

（全国社会福祉協議会『新・社会福祉協議会基本要項』平成４年４月）

『第２次守山市地域福祉活動計画』（以下、「第２次計画」という。）と名付けた本計画は、「第１次計画」を継承し、住民がより身近な地域でくらしを支えあう活動の発展をめざすものです。社会福祉協議会の活動原則にある【住民活動主体の原則】を再認

識し、第１次計画以降の市民生活の変化や行政計画の推進による状況変化と小地域福祉活動の発展をふまえ、地域のみなさんの創意工夫にもとづく活動とそれを支援する学区社協・市社協との相互関係と役割分担を重視しています。

２．守山市地域福祉計画（行政計画）との関係　― 公民協働の地域福祉推進 ―

平成 15（2003）年 4 月、社会福祉法に市区町村地域福祉計画の策定が加えられ（第 107 条）、それにもとづいて「守山市地域福祉計画」（計画期間、平成 18～22 年度）が策定されました。地域福祉の基盤整備を担う行政計画です。その「第２次計画」は平成 23 年度から実施されます。

地域福祉の推進において、行政と社協との課題認識の共有や協力関係の確保は不可欠です。つぎにあげる資料は、全国社会福祉協議会が示した行政計画と市区町村社協活動計画の定義です。行政計画も社協計画も「住民参加」を拠りどころにしています。両者がそれぞれの役割を発揮し、同時に協力協働して住民生活の課題に取り組むところに地域福祉推進の意義があります。

> 市町村自治体が策定する地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスを提供する体制を計画的に整備するための行政計画です。
>
> 一方、市区町村社協を中心に取り組んできた地域福祉活動計画は、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画である。
>
> （全国社会福祉協議会『地域福祉活動計画策定指針』平成 15 年 11 月）

以下は、「守山市地域福祉計画」（第１次）の「基本目標」（抜粋）です。

計画期間	平成 18 年度～平成 22 年度
基本目標	１．誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進 ２．市民主体の地域福祉の推進 「地域福祉を軸としたまちづくりの促進」 ①継続的な学区別懇談会への支援 ・学区地域福祉活動計画づくりを積極的に支援 ②各種まちづくり活動の連携 ③市社会福祉協議会との連携強化 ④民生委員児童委員活動の推進 ⑤民間事業所の地域貢献 ３．協働で支えあう地域福祉の推進

「２．市民主体の地域福祉の推進」中の「①継続的な学区別懇談会への支援」には「学区地域福祉活動計画づくりを積極的に支援」が明記されています。このことによって、行政と市社協の連携・協働のもと、各学区社協の地域福祉活動計画の策定支援がすす

第２次守山市地域福祉活動計画の体系図

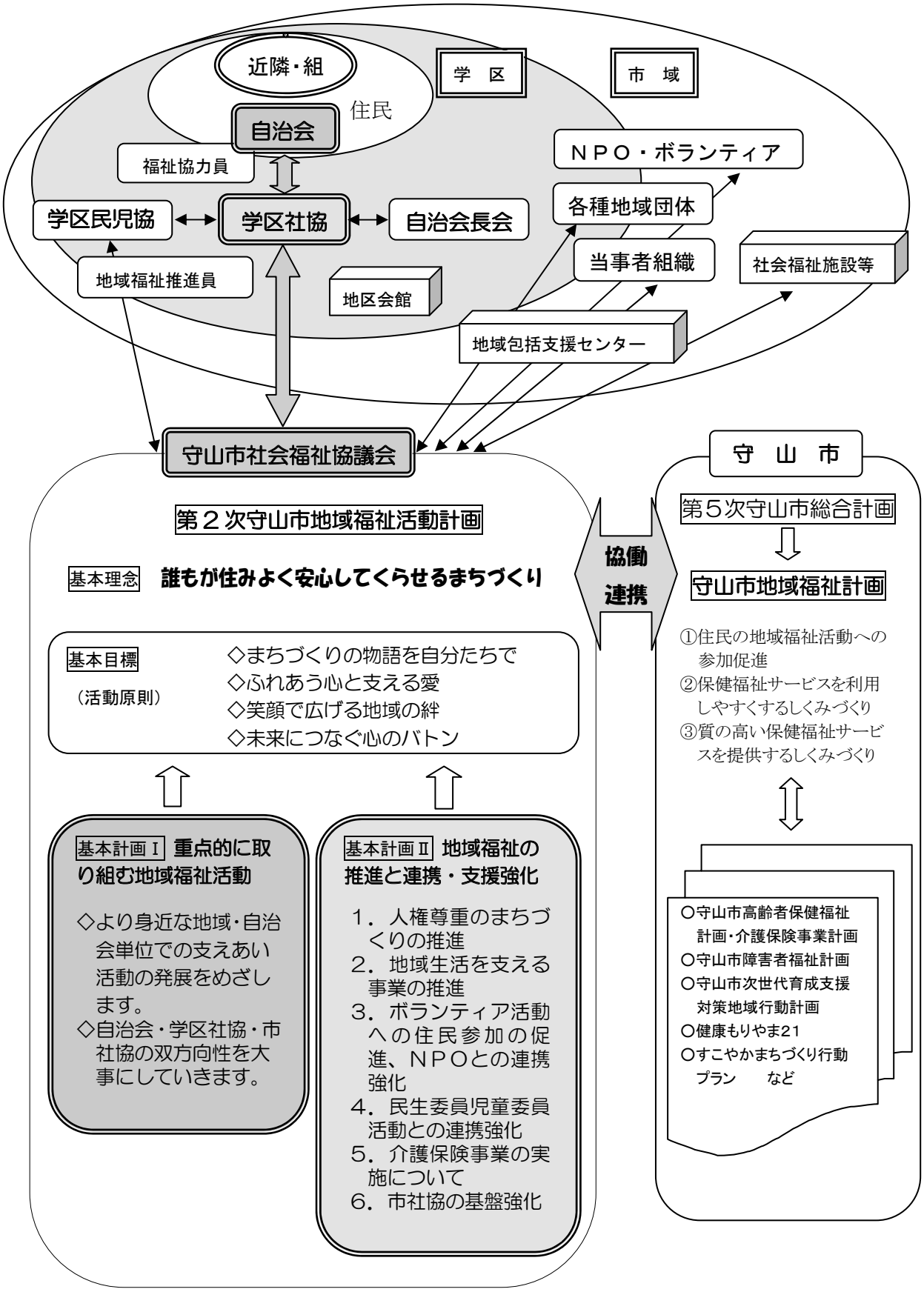

んでいます。

「②各種まちづくり活動の連携」については、「学区社協」と並行して「まちづくり推進会議」の活動があり、また民間非営利団体（ＮＰＯ）活動などとの連携や役割分担を追求していくことがますます重要になってきています。

また、行政と「③市社会福祉協議会との連携強化」において、市社協を「地域福祉活動の中心的な組織」「ボランティア活動や中核的人材の育成など、地域福祉の拠点的役割を担う組織」と位置付けられてきました。

以上のように、行政の地域福祉計画と市社協地域福祉活動計画とは協力協働して地域福祉の推進をめざすものです。計画の内容や策定過程を一部共有するなど、相互に連携を図っていきます。

３．学区地域福祉活動計画（学区計画）との関係
― 住民主体で策定がすすむ「学区地域福祉活動計画」―

平成 20（2008）年度より順次、それぞれの学区社協などで主体的に地域福祉活動計画（以下、「学区計画」という。）が策定されています。

学区社協は、身近なくらしの課題を共有し、住民がその解決に取り組んでいく活動の交流の場です。同時に、住民活動の担い手を支え、新たな担い手を育てていく協力の場でもあります。

学区計画は、より身近な地域での福祉活動の計画であり、まさに住民を中心とした福祉のまちづくり活動計画です。市域を対象とする市社協の地域福祉活動計画と規模こそ違いますが、住民活動の発展を支える重要な役割を担っています。住民が話しあい協力して主体的に策定され、その作業をつうじ、住民自身の地域福祉のビジョンづくりや活動に対する合意が図られてきました。

市社協にあっては、学区計画の策定や実践、見直し、またこれらの活動が促進されるよう側面的な支援に努めます。

４．計画の愛称
―『ひと まち いきいき ふれあいプラン』―

第１次計画は、その愛称を『ひと まち いきいき ふれあいプラン』としていました。第２次計画においても、その愛称を引き継ぎます。

第１次計画の実施期間中、市内の各学区社協での小地域福祉活動は著しく発展しました。次章でみるように、高齢者を対象とした「すこやかサロン」は、当初、市社協や学区社協主催であったものが、今ではほぼ全自治会で開催されるようになりました。「子育てサロン」の開催においても自治会単位の活動が急速にすすんでいます。まさ

に、人びとと地域がいきいきと発展していることをみることができます。これからいっそうすべての住民が排除されないまちづくりをめざして、この愛称と基本理念を継承・発展させていきたいという願いをこめています。

５．計画の期間と計画の進捗管理

第２次計画の実施期間は平成 23（2011）年度から 27（2015）年度までの 5 年間とします。

※第１次計画の期間は、平成 12 年度から 21 年度までの 10 年間でした。第２次計画は、平成 22 年度より開始すべきところでしたが、市行政の第２次地域福祉計画の期間に合わせ、平成 23 年度から 5 年間とします。

計画の進捗管理について、この第２次計画では、「地域福祉の推進主体は住民である」という認識のもと、進捗管理の主体を市社協とするのではなく、各学区の住民福祉活動に精通した地域福祉推進員による連絡会にお願いすることとします。

※地域福祉推進員は、市社協会長が各学区１名ずつ委嘱するものです。

※地域福祉推進員連絡会は、毎月開催されます。

第２章　第１次計画の到達点と今後の課題

１．バランスの良い活動・事業の発展をめざした第１次計画の「重点課題」

第１次計画では、五つの重点課題を設定しました。①相談援助活動から生活支援へ、②在宅福祉サービスの企画実施、③学区社協と小地域福祉活動の推進、④地域福祉活動の担い手づくり、⑤社協の基盤強化の五つです。

つぎの一覧は、重点課題とその取り組みの様子を対照したものです。民間非営利団体（ＮＰＯ）との連携・協働の具体化は今後も大きな課題であり、検討をつづけていきます。その他は大方の重点課題に取り組むことができました。

重点課題	現状・結果
① 相談援助活動から生活支援へ	
・相談担当者の連携	他機関主催会議に参加
・福祉課題の早期発見	必要に応じて関係機関と連携
・課題解決に向けて（職員の資質向上）	各種研修等に参加、職員相互の共通理解
・民生委員児童委員協議会等との連携	事務局として連携
② 在宅福祉サービスの企画実施	
・学区社協が主体となったサービスの実施	学区社協において実施
・民間非営利団体（ＮＰＯ）との協働･連携	連携の方法、内容の検討
・介護保険事業への参入	居宅介護、訪問介護･看護、通所介護の実施
③ 学区社協と小地域福祉活動の推進	
・学区社協活動と組織	部会による事業推進
・学区社協活動推進の基本目標	小地域福祉活動推進事業補助金の活用
・学区社協活動の進め方	学区活動計画の作成
・学区社協活動の問題点整理	学区社協との懇談会の開催
・小地域福祉活動の推進	すこやかサロンの広がり（市→学区→自治会）
④ 地域福祉活動の担い手づくり	
・活動の担い手づくり	地区会館コーディネーター、地域福祉推進員の活動推進
・小地域福祉活動のきっかけづくり役	自治会単位の福祉部会設置
・気軽に参加できる雰囲気づくり	学区社協ボランティア登録制実施
⑤ 社協の基盤強化	
・理事会定例化、社協の先頭に立った活動	地域福祉活動検討委員会、改革検討会議の開催
・補助･受託事業の開拓	ボランティアセンター事業各種
・地域担当職員の配置	職員の学区担当制の実施
・ボランティアコーディネーターの専任化･複数化	正規職員、臨時職員の配置
・行政職員との交流研修	人事交流の実施

２．もっと住民の創意工夫を活かした活動へ

第１次計画の「基本計画」中、もっとも重要な視点として、【住民活動に依拠し

た活動や住民の創意工夫を生かした活動の支援を拡大していく】とあげていました。それまでの取り組みについて、多くが市社協事務局のリードのもとにすすめられるかたちであったことから、住民活動の発展とそれを支援する市社協へと大きく舵をきることが大事だと意気込みを表したものでした。言葉の表現は異なっても、「新・社会福祉協議会基本要項」【住民活動主体の原則】にのっとったものであり、市社協は今後もこの原則を基本的な理念として活動に取り組み続けます。

このような課題に対し、地域で持続的に取り組まれた小地域福祉活動の成果をふまえ、この第２次計画では基本計画Ⅰで小地域福祉活動の発展に照準を絞っています。

＝補足説明＝

「すこやかサロン（高齢者サロン）」開始にあっては、行事の細部まで市社協が調整した時期もあり、「お膳立て」型とも考えられる部分がありました。第１次計画策定以降、市社協にてレクリエーションや献立、健康につながる体操などの冊子やビデオを作成、また各学区社協でのサロンボランティア養成講座などをつうじ、地域のサロンボランティアの主体的な関わりが生まれ、市社協や学区社協の支援者としての役割の意義が明らかになってきています。

「子育てサロン」についても、開始から期間がまだ浅いものの各地域での高齢者サロンの経験もあり、実施に取り組む自治会が増えています。市社協および学区社協にあっても、高齢者サロンでの中間的な支援活動者としての経験が活かされるよう期待されるところです。

また「一人暮らし高齢者への給食サービス」については、今まさに大きな転換期を迎えています。昭和 59 年から 25 年以上続いている月 1 回の手作り弁当をお届けするこの事業は、活動の中心となる赤十字奉仕団員の高齢化等により実施が困難となってきました。この課題を地域全体の問題として捉え、学区社協による継続実施が検討されています。

３．第１次計画「基本目標」の到達点

１．住民が主体的に「ヨコ」のつながり（くらしの共同性）を発揮して、地域生活問題に取り組む関係を創造していく。

学区社協単位で、高齢者マップ（中洲学区）、子ども見守りマップ（小津学区）

が作成されたり、あいさつや見守りの活動（全学区）が展開されるなど、福祉問題は身近な生活と密接な関係にあるという意識が広まってきました。

２．地域福祉活動が育つ基盤は、日ごろの住民の自治活動と学習活動。

くらしの課題を語りあい、住民活動の向上をめざした学習活動は地域福祉の推進において不可欠です。学区社協における福祉の啓発活動やボランティア活動をつうじ、それに関わったことのある住民は着実に増え、住民主体の地域福祉活動が育つ条件が整ってきました。

３．住民生活に、民間の立場から取り組んでいく社協活動の意義と役割を明らかにする。

市社協では、日常生活での困りごとへのお助け隊や、団塊世代の定年退職後のボランティア活動を意識したシニアグループの育成など、時代に合わせた取り組みをおこなっており、情勢やニーズに応じた事業展開が今後も期待されています。

４．民間活動としての課題性を前提にして、自治体行政にもとめるべき条件整備の目標を明らかにする。

地域福祉活動検討委員会、市社協改革に関する提言･具申など、つねに市社協活動の方向性を追い求め、また守山市行政も地域福祉計画において地域福祉活動への支援体制を示すなど、随時両者が連携できる適切な関係が構築できているものと考えられます。

４．特徴的な小地域福祉活動の発展　― 自治会主体のサロン活動の発展 ―

小地域福祉活動の発展状況は、「すこやかサロン」「子育てサロン」の開催の主体が市社協から学区社協へ、そして自治会へと広がっていることからあきらかです。守山市内各学区社協の取り組みは、自治会単位の活動を支えてきたものと評価されます。

①すこやかサロン（高齢者サロン）

概要	家に閉じこもりがちで孤独になりがちな高齢者の交流の場として開催されるよう、平成 6 年度より市社協から補助金を交付。
経過	当初は専門職員の派遣があり、主に福祉協力員が実施協力者となり始まった。 学区社協から自治会へとより小地域での開催へつながり、今やほぼ全自治会の事業として定着。 食事の献立や余興の内容に困られることが多く、市社協で関連冊子等を発行。 平成 15 年度より全ての学区社協で、サロンボランティア養成講座を実施。

すこやかサロン実施状況

年度		H6	H11	H16	H21
市社協	回数	5	11	11	0 ※
	延べ参加者	297	561	568	0 ※
学区	実施箇所	2	6	4	4
	延べ回数	3	59	36	20
	延べ参加者	92	1480	890	468
自治会	実施箇所	1	61	65	69
	延べ回数	1	238	310	361
	延べ参加者	37	5157	6961	7158

※平成 21 年度より介護予防教室「いきいき広場」として開催（10 回、201 名）

②子育てサロン

概要	核家族化等による子育て環境の変化などから、地域（自治会）での子育て支援がすすむよう、平成 16 年度より市社協から補助金を交付。
経過	高齢者サロンの経験もあり、取り組みが多くの自治会に広まりつつある。

子育てサロン実施状況

年度		H6	H11	H16	H21
自治会	実施箇所	－	－	6	25
	延べ回数	－	－	76	297
	延べ参加者	－	－	1039	7726

（平成 15 年度以前の実施状況未詳）

＝小地域福祉活動の基盤となっている自治会、自治会加入率の高さ＝

守山市には 70 の自治会があります。「すこやかサロン」はほとんどの自治会で継続的に開催されています。また、「子育てサロン」についても自治会単位の取り組みが広がってきました。なぜ、これほどまでに広がってきているのか。その根拠の一つが、都市化の進む周辺自治体と比べても守山市が極めて高い自治会加入率 96.4%(※)を維持していることであり、積極的な自治会活動が基盤になっているからであると判断されます。（※平成 22 年 4 月 1 日現在、守山市調べ）

地域福祉推進における公民協働の根底に自治会加入促進の取り組みがあって、地区会館の機能充実やコーディネーターの配置などによる自治振興の条件整備の成果があがっているものと考えられます。

５．第１次計画策定以降、各種検討会議等を継続して開催

第１次計画策定以降、守山市内における地域福祉活動は、「福祉のまちづくり活動推進」、「福祉協力員活動の促進」、「自治会福祉部会の設置推奨」などについて、その取り組みの方向性を追求してきた経緯があります。第２次計画では、これらの検討の結果を具体化するべく、とくに守山市内における小地域福祉活動の促進について、基本計画Ⅰとして、その方策を示します（第３章）。

以下は、第１次計画以降、市社協で取り組んできた各種調査、検討委員会などのあゆみの概要です。

①福祉協力員 実態意識調査（H16.1）

212 人のうち回答 148 名（回答率 70%）
福祉協力員活動において連携が必要と思うもの 高齢者サロンへのかかわりでの協働　72% 自治会内での関係者会議、課題の出しあい　56% 民生委員児童委員の情報を基に身守りの友愛訪問　52% 地域課題を民生委員児童委員へ情報提供　50%
地域でつかんだ課題の対処 一人で対応　51 件 民生委員児童委員へ相談　28 件 その他　25 件
福祉協力員活動のなかで日頃思っていること 実際の活動者が少ない　52% 実際に何をしていいか分からない　34%
福祉のまちづくりのために何とかしなければならないと思うこと 住民相互の日常的対話・交流　54% 民生委員児童委員、福祉協力員、健康推進員などの連携　44% 身近な地域に気軽に利用できる施設を　42% 自治会活動への取り組み　39%

②民生委員児童委員 実態意識調査（H16.4）

128 人のうち回答 106 名（回答率 83%）
安心して暮らせるまちづくりのため何とかしなければならないと思うこと 住民相互の日常的な対話・交流　56% 民生委員児童委員、福祉協力員、健康推進員などの連携　50% 自治会が住民の身近な暮らしや安全･健康の問題に取り組む　48%
担当区域の福祉協力員との連携について 高齢者サロンを一緒に実施　87% 福祉協力員が把握する地域の課題を情報提供してもらう　66% 高齢者サロンの案内を対象者宅に届けてもらう　46%
今後、福祉協力員との連携を深めるために必要な活動 高齢者サロン等での地域福祉行事での協働　68% 福祉協力員が把握する地域の課題を情報提供してもらう　68% 支援の必要な対象者の情報交換をおこなう　60% 自治会の福祉関係者の会議で地域課題を話しあう　58%

③地域福祉活動検討委員会（H18.3）

（背景）・ふれあいのまちづくり事業（厚生省(当時)より指定）から 10 年が経過
・地域福祉活動計画策定から 5 年が経過

検討内容	検討結果
・福祉協力員活動のあり方 ・民生委員児童委員、福祉協力員、地域福祉推進員の連携のあり方 ・小地域での安心ネットワークのあり方 ・学区社会福祉協議会のあり方	**＝福祉のまちづくりをすすめていく指針＝** ・自治会が主体となり、福祉問題をテーマに住民の学習と話し合いをすすめる ・身近な地域の福祉問題を把握し、住民がたすけあいながら福祉問題を解決していく ・民生委員児童委員、福祉協力員、健康推進員が地域福祉活動推進のご近所のリーダーとなる ・市社協や学区社協は、こうした活動が推進できるよう地域福祉推進員や地区会館福祉コーディネーターと連携しながら活動のリーダー育成や条件整備をおこなう

④市社協改革推進に関する提言書（H19.3）、同提言への具申書（H21.3）

（背景）・市社協が発足（S31.9.11）してから 50 年が経過
・市社協が社会福祉法人として認可（S41.6.9）されてから 40 年が経過
・市社協のあり方を多方面から見直す

検討内容	検討結果
組織･財務について	・専門性の高い専任職員の増員を ・役員が先頭に立った社協運営を ・市社協の公共性と透明性の確保 ・財源確保の方策の明確化
地域福祉推進について	・小地域福祉活動の目標の明確化 ・社協ならではのボランティア活動の推進 ・適切な個別支援を支える重層的な相談体制の整備
在宅福祉について	・介護保険事業の経営の安定化 ・介護サービスの質的向上と危機管理体制の整備 ・地域福祉活動と結びついた健康づくり、生きがいづくり

⑤自治会福祉部会の設置有無に関するアンケート調査（H19.10）

70 自治会のうち 67 の回答（回答率 96%）　／民生委員児童委員に調査回答依頼
自治会での福祉部会設置 設置あり 66%　設置なし 34%
‘設置あり’の自治会での位置づけ 自治会組織として 50%　まちづくり組織として 36%　別組織 14%
‘設置なし’の自治会での設置の必要性 必要 83%　不要 13%　無回答 4%

第３章　基本理念・基本目標・基本計画Ⅰ

１．基本理念

第１次計画の基本理念　：　誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

⇩

第２次計画の基本理念　：　**誰もが住みよく安心してくらせるまちづくり**

地域福祉の推進において、「住み慣れた地域で」という表現は、これまで各地で共通のフレーズとして用いられてきました。平成 21（2009）年度の第２次計画策定準備会および平成 22（2010）年度における策定委員会・作業部会での検討において、長年住みつづけている住民はもちろんのこと、新しく転入してきた人びとも地域で交わってくらし、住み慣れて住みつづけられることが大切だという意見で一致しました。第１次計画の理念が大きく変わるものではありません。住民同士の対話と交流を基礎にした支えあいの関係づくりを促進し、すべての住民の人権や生活が守られ、「誰もが住みよく」安心してくらせるまちづくりに、引きつづき取り組んでいきます。

２．基本目標

１）まちづくりの物語（ストーリー）を自分たちで
　　住民が主役　活動しやすい仕組みをつくろう

２）ふれあう心と支える愛
　　すべての住民の心ある理解と思いやりを育もう

３）笑顔で広げる地域の絆
　　住民の支えあい　互いの力で困りごとを解決しよう

４）未来（あした）につなぐ心のバトン
　　住民の集まりを大切に　さらなる充実と発展をめざそう

３．重点的に取り組む地域福祉活動　基本計画Ⅰ

第１次計画から 10 年を経て、守山市における地域福祉活動は徐々に発展してきました。市社協は地域福祉活動の推進と住民活動の条件整備に努めてきました。この第２次計画では、さらに一段のステップアップをめざします。

地域福祉活動のステップアップをめざして

①より身近な地域・自治会単位での支えあい活動の発展をめざします。

住民のくらしにより身近な地域での支えあいをめざす活動を展望していきます。守山市の地域福祉活動発展の特徴として、「すこやかサロン」「子育てサロン」の広がりに現れているように、自治会で担っていただく活動が発展・定着してきたことがあげられます。今後の高齢化の進展や地域ぐるみの子育て、各種の障害についての理解促進など、自治会レベルでの身近な関係で支えあう活動を発展させることで、住民の誰にとってもより安心してくらしていける環境が整えられることだと考えます。

②自治会・学区社協・市社協の《双方向性》を大事にしていきます。

第１次計画においても住民の創意工夫にもとづく小地域福祉活動の発展をめざしてきました。これを実現していくための組織的関係性を見直し、市社協から学区社協への情報発信や提案になりがちだった手法を、自治会・学区社協・市社協の双方向の情報交換や課題提起を大事にした手法に転換していきます。

前項の「基本目標」の実現にむけて、自治会・学区社協・市社協のそれぞれに期待される役割について、その内容を以下に記します。

１）まちづくりの物語（ストーリー）を自分たちで
住民が主役　活動しやすい仕組みをつくろう

自治会の部会活動をベースにして（仮称）健康福祉部会の設置へ

①自治会健康福祉部会の設置促進と機能充実の提案

守山市内で部会制を採用している自治会が多数あります。その歴史、規模などに応じて、活動形態は多様です。そのなかで福祉部会を設置している自治会が 66%にのぼ

ります。この計画では、それらの部会を、それぞれの自治会の事情をふまえたうえで、「（仮称）健康福祉部会」への移行による機能充実、もしくは新たな設置を提案していきます。

近年、児童虐待や一人暮らし高齢者の社会的孤立など、専門機関が対応しなければならない深刻なケースが増加しています。民生委員児童委員活動においても「困難事例」が報告されています。このような問題を早期に発見し、また問題そのものが発生しないような見守りを地域で取り組んでいくことが期待されています。この場合の地域は近隣であり自治会であると考えます。「ご近所福祉」の発展が期待されています。このような健康福祉部会が、今後の守山市での地域福祉活動の原点になっていくことだと考えています。

②地域の協力で「ご近所福祉」の実現を

今も昔も、ご近所の助けあいなど、もちつもたれつの地域の福祉活動は住民が主役です。くらしの課題や健康のこと、生きがいなどについて、地域のより多くの人びとが集い語らう場面として、自治会に健康福祉部会の設置を提案します。そのなかで、つぎのような課題の解決の糸口が見いだされることだと考えています。

- 健康福祉部会に健康づくりや福祉活動を任せることで、自治会長の負担が軽減され、自治会役員全体で分担協力関係がつくられていくこと。
- 自治会内に組織が確立することで、関係者が定期的に集まり、住民福祉活動が組織的に引き継がれていくこと。
- 健康福祉部会で高齢者サロンや子育てサロンのより良い企画や運営を担当し、早期発見や見守りに取り組める関係性ができること。
- 健康福祉部会から多くの人びとに地域の実情を発信し、地域の福祉力アップにつながること。
- 自治会のまちづくり活動に福祉の要素や視点が意識されるようになること。
- 今後のニーズの多様化に備えて、これらに対応できる組織が必要と考えられること。

学区社協：組織体制の確認、整理、見直し

①学区社協の運営は自治会長と民生委員児童委員が車の両輪

学区社協の運営において、自治会長と民生委員児童委員は車の「両輪」に位置しています。住民福祉活動を積極的に推進していくうえで、学区・自治会と民生委員児童委員の協力関係がきわめて重要です。

②まちづくり推進会議との連携調整を

学区長をトップに地域の諸団体により組織する学区社協は、今から 40 年近く前に設置されました。そのあと、昭和 55（1980）年に市行政から学区まちづくり推進会議の

設立がすすめられました。両者とも住民活動を拠りどころにし、担い手も学区長のもとで重複していることが多くみられます。

活動者内で動き方がわかりにくいとの声も聞かれ、各学区の事情に応じた関係性の整理が課題になっています。たとえば、中洲学区では「中洲学区 21 活動協議会」を設立し、学区社協とまちづくり推進会議の役割と担い手を調整しています。

③学区社協の事務局体制の充実、地域福祉推進員の位置づけ

学区社協は、活動の経験交流や福祉情報の集約・活用などをとおして学区全体の地域福祉活動のレベルアップを図る役割を担うといった、活動者の交流の場です。地区会館長はじめ福祉や子育てを担当するコーディネーターなどの協力のもと、事務局組織の基盤ができてきました。

そのなかで、学区ごとに事情は異なりますが、学区社協活動を牽引してきた地域福祉推進員の位置づけを明確にする必要も出てきました。たとえば、守山学区や速野学区は地域福祉推進員が学区社協事務局長として位置づけられています。地区会館の職員と連携しながら、同時に地区会館任せにしない学区社協の運営が大事です。

④学区社協の再編成の課題も

また、人口増加が著しい守山・吉身の学区社協では、地域福祉活動の推進に適正な組織規模への見直しを検討する時期にきているとの声も聞かれます。検討すべき課題となっているものと考えます。

市社協：地域福祉活動支援機能の強化

①職員の学区担当制

住民主体の地域福祉活動の支援を目標とする市社協では、平成 20 年度から職員の学区担当制を採用しています。学区担当職員は、学区社協との懇談会の開催や学区の地域課題を把握し、学区社協や自治会への課題提案に取り組んでいます。

②共同募金の使途や補助金の交付に関する理解の促進

学区社協への補助金等について、財源となる会費や共同募金のお願いだけでなく、使途を細かくＰＲし、拠出側の住民の理解を促進します。また、学区社協等への補助金の選択や集中が効果的になされるよう、補助金制度の整理や再編をおこないます。

③福祉協力員活動のいっそうの推進

自治会や学区社協で活動する福祉協力員について、役割を明確にし、ＰＲ活動に努めます。設置後 15 年以上が経過し、福祉協力員の名称は住民の間に定着してきました。

現在、自治会に配置されている福祉協力員が民生委員児童委員と連携することで、身近な福祉課題の発見や通報の役割を担うことがあります。また、サロン活動の充実においては、福祉協力員にむけての地域福祉推進員の働きかけが重要です。

しかしながら、福祉協力員から「何をすればよいかわからない」といった声がある

ことも事実です（意識調査結果）。そのために、民生委員児童委員との協力事例や日常的な活動事例などについて、わかりやすく示していきます。

④福祉協力員の自治会での位置づけを

自治会活動と福祉協力員活動との連携を検討していきます。同時に、福祉協力員の自治会での役割について、「地域の福祉活動のよき理解者」「自治会の福祉活動の担い手」として自治会健康福祉部会で検討されるよう、働きかけていきます。

速野学区では、学区社協が福祉協力員による友愛訪問活動を促進し、今では自治会単位で取り組まれるようになりました。

２）ふれあう心と支える愛
すべての住民の心ある理解と思いやりを育もう

自治会：認知症や心身の障害などへの理解促進

①防災上配慮を要する方の支援方策の検討を

自主防災組織は市内すべての自治会で設置されています。そこで、高齢者や障害者などの防災上配慮を要する方の支援を、自治会健康福祉部会での検討をお願いしたいと考えています。

②「災害弱者」の情報整理と活用方策の検討を

現在、個人情報保護と実際に個人の情報を役立てる手立てとの関係調整はあまりすすんでいません。このことは行政の地域福祉計画のなかで検討いただきたい課題です。

「災害弱者」の情報をいかに把握していくのか。住民自身によるご近所関係を大切にした相互の理解と取り組みがもっとも有効だと考えられます。日ごろの生活で地域住民を孤立させない取り組みは、住民にとって心強いことです。平常時に、障害者、高齢者、外国人、子どもなどあらゆる人について細かい想定を確認し共有できることが、社会的排除をなくすことにもつながるものと期待されます。

学区社協：地域の福祉施設等との継続した関係づくり

①地域生活問題の学習の場

学区社協は、高齢者や障害者、子育て家庭などの生活課題について、民生委員児童委員、福祉協力員、ボランティアなどが協力して、地域生活問題や活動のあり方について学習する場として機能することが重要です。

②福祉施設との連携、施設の役割についての理解促進

学区内や近隣地域の施設への定期的な訪問により、福祉施設の利用者や施設の意義、

役割についての理解を促進します。研修、ボランティア活動、見学、交流などをつうじて、地域の施設をより多くの人に知ってもらえるよう、学区社協関係者が働きかけることが重要です。

市社協：広報・啓発機能の強化

①地域での活動の把握と広報活動

自治会や学区社協など、地域では素晴らしい実践活動が展開されています。市社協として、その情報を把握し、広報やＰＲ活動に活かしていきます。そのことをとおして、人権意識の向上や福祉風土づくりに努めます。

②介護保険事業や地域福祉権利擁護事業の理解促進

介護保険事業や地域福祉権利擁護事業など、市社協が担う在宅福祉サービスをはじめ各種業務について出前講座を実施し、住民への理解を促進するとともに、自らの専門性を向上させます。

３）笑顔で広げる地域の絆
住民の支えあい　互いの力で困りごとを解決しよう

自治会：ご近所の助けあいを広げる新たなシステムづくり

①相談できる関係づくり

日常生活の困りごとについて、一人暮らし高齢者、老老介護世帯、産後の母親などで、相応の業者へ依頼できる方とそうでない方がいます。後者の場合、自治会健康福祉部会が中心となって対応できるような身近な関係づくりが望まれます。

②ご近所助けあいシステムの検討を

病気や怪我の際の簡単なお世話、入退院時のサポート、簡単な大工仕事、庭の草木の手入れ、粗大ゴミの搬出、電球交換、日よけの購入や設置など、生活上の「ちょっとしたお手伝い」を必要とする人びとが増えています。子育て家庭ではファミリーサポート事業の利用申し込みが急増しています。「安心お助け隊」の機能充実も重要です。

自治会：訪問・見守り活動の実施（赤ちゃん訪問を含む）

①訪問活動における連携、協力関係の拡充を

民生委員児童委員は、月 1 回以上、担当地域の一人暮らし高齢者や要介護高齢者宅を訪問しています。訪問先は増加する一方です。

信頼関係ができると訪問を楽しみにされ、相談のみならず世間話もはずみます。訪問者が、民生委員児童委員だけではなく福祉協力員や地域の気の合う友人にも広がっていくことで、民生委員児童委員活動の負担を地域で分かちあえるものと考えられます。対象者を多くの人で見守ることで、結果として早い段階で心配ごとなどを受けとめる関係をゆたかにしていくことができます。

②実績のある赤ちゃん訪問

赤ちゃん訪問は、平成 14（2002）年に玉津学区の民生委員児童委員で開始され、数年後に速野学区で、平成 19（2007）年度より市委託事業として全市で取り組むようになりました。

これからもっと身近な地域で、子育てに悩むお母さん自身、また身近で見守る住民同士で気になったことを相談しあえる関係づくりが大切です。向こう三軒両隣の意識でもって、近隣の見守り活動をシステム化している例もあります。民生委員児童委員だけではなく、幅広い人びとの訪問で、子育て中のお母さんを支えていくことをめざします。組織的には自治会の健康福祉部会が中心となって取り組んでいただくことを提案していきます。

学区社協：地域の実態に合ったボランティア活動の推進

①学区社協ボランティア登録制度の検討

現在、学区社協のボランティアは、各種の事業に取り組んでいます。たとえば、河西学区社協では学区内の福祉施設へのボランティア活動を実践しています。以前は、一般住民に広くボランティアを募りながらも実質的には民生委員児童委員が中心的に担っていました。現在では、一般住民のボランティアが率先して活動するようになってきています。また、いまでは実施主体が学校や老人クラブが主となっているスクールガード（登下校時の見守り）活動を積極的に始めたのは河西学区社協でした。学区社協がニーズをしっかり把握し、活動が定着している良い事例です。

吉身学区社協では、個人ボランティアの登録が毎年多数あります。現在、地域的な取り組みをめざして、ボランティアニーズの把握に努めていただいています。地理的な条件から速野学区や中洲学区では、送迎ボランティア活動の実施に向けての検討や研修活動に着手しています。

②民生委員などによる地域生活支援のサポートとの連携

従来、公の制度による対応が困難なケースについての個別支援活動は、民生委員児童委員がその多くを背負ってきましたが、ケースは増加する一方で、民生委員児童委員だけで対応することが難しくなってきました。一方で、民生委員児童委員、福祉協力員、地域住民などの連携により生活支援をおこなっている例も一部地域に出てきています。地域における助けあい活動が広がることで、民生委員児童委員の負担軽減に

もつながります。

学区社協単位において、公民の福祉関係者が集い、課題共有と解決方策の検討をおこなう場づくりをすることで、住民同士の助けあい、支えあいの気運を高め、より小地域での助けあいにまで広がっていくことが期待されています。

4）未来（あした）につなぐ心のバトン
住民の集まりを大切に　さらなる充実と発展をめざそう

自治会：さらなる発展をめざすサロン活動等の実施

①自治会サロンの発展を

高齢者サロンは、すでに記したように、市社協→学区社協→自治会へと徐々に実施主体が小地域化しています。サロン活動は、行事・イベントではなく、活動者の努力で、高齢者を支える日常的な営みになってきています。日常的な見守り、引きこもりがちな高齢者への働きかけ、住民全体への周知など、地域の安心づくりの活動です。

子育てサロンは、いずれは若いお母さんたちもつぎの世代を支える先輩ママになっていただくように、地域活動の担い手になっていただくようにと、自治会の助けあい・支えあい活動を理解いただく機会でもあります。

異なる世代などを対象とする事業をあわせて開催することにより、世代間交流の促進も期待されます。活動のきっかけづくりに取り組み、福祉のまちづくり活動の担い手を増やしていくことが重要です。未来につなぐ心のバトンは住民同士の励ましあい、支えあいの活動から育つものと考えています。

②介護者を励ます近隣の理解

介護者のつどいは、近所に介護を応援しあえる知人があれば自身の励みになり、また互いに気をかけあえることから、日々の介護に対し心強くなれると考えられます。健康福祉部会等での関係者同士の対話と交流が不可欠です。

学区社協：協議や情報交換から地域の福祉向上をめざす

①モデル自治会の指定

自治会での健康福祉部会活動の支援は、学区社協の大きな役割の一つです。学区社協で地域のくらしの課題を明確にし、取り組める課題、取り組みが可能な自治会への働きかけが重要です。その手法の一つとして、モデル自治会の指定があります。

②地域福祉活動の交流、民生委員経験者などの継続した参加を

自治会福祉活動の発表会を学区社協内で実施することで各々の向上が期待できます。

福祉協力員が自治会の福祉活動の担い手として位置づけられることで、学区社協単位で福祉協力員のパワーを結集し、学区で共通の目的を検討し実践につないでいくことができるものと考えます。定着してきた高齢者サロンのように、学区社協による開拓的な実践例が自治会単位で定着していくことが期待されます。

また、自治会役員や民生委員児童委員などの退任者のみなさんに、継続して学区社協活動を支えていただけるような仕組みや世代を超えた協力関係をつくっていくことも大切な視点です。

③健康推進員、赤十字奉仕団のみなさんは自治会や学区社協活動の協力者

健康推進員や赤十字奉仕団は、地域福祉活動の推進において、住民の健康問題など多くの活動を担っています。組織としては独自の理念や目的を有していますが、ともに住民生活の質的向上をめざすという点で、社協活動と協力連携できる面が多くあります。

④老人クラブ活動の舞台を小地域で

老人クラブは、老人福祉法に明記された団体です。しかし全国的に加入率の低下がみられ、守山市では市老人クラブ連合会から脱退する地域もみられます。本格的な高齢社会を迎えたこの時期、戦後生まれの 60 歳代はまだまだ現役世代でもあって、老人クラブ活動は過渡期にあるものといえます。

これからの老人クラブは、会員同士の親睦を深めながら、サロン活動のなかで実施協力者としての役割を担うことや、伝統や文化の継承（昔遊び、漬け物つけ等）など、小地域（自治会）を単位とした活動の担い手として大いに期待されます。

基本計画 Ⅰ　重点的に取り組む地域福祉活動　（平成 23 年度～平成 27 年度）５年間の取り組みの方針

◇より身近な地域・自治会での支えあい活動の発展をめざします。
◇自治会・学区社協・市社協の双方向性を大事にしていきます。

基本理念：誰もが住みよく安心してくらせるまちづくり

基本目標（活動原則）

自治会（くらしの場を共にし、支えあう）	学区社協（くらしの課題共有と活動の交流の場）	市社協（福祉のまちづくり活動の調整・支援）
地域生活課題の社会化、生活課題の共有に向けた日常的な対話と交流の促進	・生活問題の実情や活動課題を伝える	・住民活動のバックアップ ・条件整備の課題提案
		・地域福祉活動支援 ・地域福祉推進の条件整備 ・地域福祉に関する市民啓発 ・地域福祉施策の提言

まちづくりの物語（ストーリー）を自分たちで

住民が主役
活動しやすい仕組みをつくろう

○自治会健康福祉部会の設置と機能充実
・現在のグループや部会活動をベースにした地域福祉活動の推進

○自治会健康福祉部会の設置の推進

○自治会健康福祉部会の設置の推奨

○組織体制の確認、整理、見直し
・事務局体制･地域福祉推進員の位置づけの整理
・まちづくり推進会議等との連携調整　など

○地域福祉活動支援の強化
・職員の学区担当制
・地域への課題の提示
・学区活動計画の推進支援
・共同募金や補助金への理解の促進
・補助金制度の整理、再編
・福祉協力員活動の役割を明確化

○広報、啓発の強化
・地域での実践例や活動内容を広報
・職員による出前講座の実施

ふれあう心と支える愛

すべての住民の
心ある理解と思いやりを育もう

○認知症や心身の障害などへの理解促進
・自主防災計画･組織における災害時に備えた確認と対応

○地域の福祉施設等との継続した関係づくり
・ボランティア活動、支援活動
・学習会、交流会　など

⇩

要支援者の理解促進に関する啓発活動

笑顔で広げる地域の絆

住民の支えあい
互いの力で困りごとを解決しよう

○ご近所の助けあいを広げる新たなシステムづくり

○訪問･見守り活動の実施（赤ちゃん訪問を含む）

○地域の実態に合ったボランティア活動の推進
・ニーズの把握と解決に向けた取り組み
・ボランティア登録制度の設置検討
・民生委員などによる地域生活支援のサポート
・福祉協力員による訪問活動の推進

未来（あした）につなぐ心のバトン

住民の集まりを大切に
さらなる充実と発展をめざそう

○さらなる発展をめざす高齢者サロン、子育てサロン、介護者のつどい　など

⇩

これからの活動の担い手づくり

○協議や情報交換から地域の福祉向上をめざす
・モデル自治会の指定
・自治会福祉活動の発表会の開催
・退任者による活動継続の推進
・福祉関係団体の参加促進

基本計画 Ⅱ

1．人権尊重のまちづくりの推進
2．地域生活を支える事業の推進
3．ボランティア活動への住民参加の促進、NPO との連携強化
4．民生委員児童委員活動との連携強化
5．介護保険事業の実施について
6．市社協の基盤強化

第４章　地域福祉の推進と連携・支援強化　基本計画Ⅱ

第３章であげた四つの基本目標は、「基本計画Ⅰ 重点的に取り組む地域福祉活動」を推進していくうえでの基本的な視点を表しています。それは、同時に、「基本計画Ⅱ 地域福祉の推進と連携・支援強化」に取り組むにあたっての活動原則ともいえるものです。

そのことをふまえ、この章では、市社協を舞台とした地域福祉推進の目標と課題を示します。

１．人権尊重のまちづくりの推進

くらしの課題を他人ごととしない関係づくりを基本にして、住民同士が互いに認めあい生きる権利を尊重しあう地域社会の実現をめざします。

１）人権尊重の立場に立った福祉教育の促進、広報・啓発活動に努めます。

①小学校・中学校などの教育機関と連携した福祉教育・体験学習の推進

②認知症や心身の障害などへの理解促進、見守り活動の呼びかけ

③社会福祉施設等との協働事業の推進

２）当事者組織・団体活動との連携

守山市内には老人クラブや障害者団体など、福祉課題に取り組む当事者組織がいくつもあります。これまで、当事者の声を社会に訴えていくうえで大きな役割を果たしてきました。しかし、時代の変化とともに新しい問題や活動の停滞現象もみられます。市社協として、これらの問題を地域課題として受け止め、解決に向けた方策を検討していきます。

２．地域生活を支える事業の推進

１）相談活動の充実

①専門相談窓口との連携

市社協窓口に寄せられる相談について、単独で解決に結びつけられる事案は、ほとんどありません。相応の相談機関へ迅速につなぎ解決を図ることが求められることから、職員一人ひとりのレベルを上げ続けていく必要があります。

②ボランティアや地域住民による支援にむけて

専門相談窓口への紹介やそこでの解決も困難なとき、場合によってはボランティアや地域住民の皆さんへ協力を呼びかけ支援をお願いすることも考えられます。支援にむけた相談をもちかけられる体制や関係づくりをすすめます。

③地域的社会的ネットワークの拡充

生活問題の解決にむけて、個々の家庭の努力をサポートする地域的な見守りや支援ネットワークの充実とあわせて、制度や社会資源、情報などを呼びこみ活用して生活をサポートする社会的ネットワークの拡充にも努めていきます。

２）地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の周知、情報提供

地域福祉権利擁護事業の利用契約件数は、年々増加しています。この事業は判断能力に不安のある方を対象としていることから、該当する方へ事業内容を直接周知することはもとより、それ以上にその方へ各方面から支援をおこなう関係者への周知や情報提供が重要といえます。必要な方が適切にサービスを利用できるよう、支援関係者間での良好な信頼関係の維持や構築が不可欠です。

また、この事業は職員（自立生活支援専門員）のほか、一定の理解をしてくださる方に「生活支援員」として支援に携わっていただいています。対象となる方の支援の増加や課題の複雑化がみられ、これに向きあうスタッフの確保と資質向上はいうまでもありません。

３．ボランティア活動への住民参加の促進、ＮＰＯとの連携強化

１）市社協ボランティアセンター機能の充実

①「生活支援ボランティア」の養成・充実

市社協では、近年、生活支援ボランティアの拡充に取り組んできました。継続した取り組みの必要性を感じるところです。社会の変化につれ姿を変えて現れる生活問題に対して、開拓的先駆的に取り組んでいく社会福祉協議会活動の一つとして位置づけています。

②ボランティア連絡協議会との協力連携

守山市ボランティア連絡協議会は、ボランティア活動内容の拡充と住民へのＰＲにむけて主体的に取り組んでいます。市社協は、今日の地域の課題に応じたボランティア活動の充実や発展をめざし、連絡協議会との協力連携のあり方を検討していきます。

２）ＮＰＯとの連携強化、「シニア世代」の社会参加促進

現在、市社協に登録された団体（※）を中心にボランティア活動を推進しているところですが、地域における福祉活動の担い手の広がりをめざして、ＮＰＯ等との交流をすすめます。（※平成 22 年 3 月 31 日現在、登録 62 団体）

①市民交流センターに集うＮＰＯ等との交流

②「シニア世代」の社会参加促進

③市社協構成団体への福祉活動の参加促進

４．民生委員児童委員活動との連携強化

民生委員児童委員は、平成 12（2000）年の民生委員法の改正により、従来の社会福祉行政の協力にくわえ「住民の福祉の増進を図るための活動を行う」と規定され、地域福祉活動の第一線での活躍が期待されています。

①地域における福祉課題の共有

個人情報の保護が優先される傾向にあるなか、とくに支援を要する方や虐待が疑われる家庭などの実情把握が難しくなってきたとの声が多く聞かれます。個人のプライバシー尊重を基本にしながら、知り得た情報を適正に管理しつつ地域の福祉課題の共有に努めていきます。

②民生委員児童委員活動のバックアップ方策の検討

民生委員児童委員活動は、地域福祉活動にその分野が広がったことからも、責任と負担はますます大きくなっています。民生委員児童委員活動のバックアップ方策について、検討に着手します。

５．介護保険事業の実施について

介護保険制度は、介護の社会化をすすめ支えあうことを前提とした制度ですが、市社協も民間の非営利団体の一つとして、介護が必要な方とその家族に対しサービスを提供しています。

市社協における介護保険事業にあっては、安定した経営や適切なサービス提供、サービスの質の向上などに努めるだけでなく、これまで培ってきた介護にまつわるノウハウなどを地域へ少しでも還元するなかで、介護が必要な方への正しい理解が地域に広がることが大切だと考えています。

このことについては、地域福祉活動の推進と連携しながら取り組みをすすめます。

６．市社協の基盤強化

１）地域福祉活動支援機能の強化（専門性向上）

この第２次計画では、第３章基本計画Ⅰに示したように、身近なくらしの場における小地域福祉活動の発展を重点的な目標にしています。地域福祉活動支援は市社協の諸事業のなかで、もっとも中核的な位置にある事業です。地域住民の自主的主体的な活動を支援する専門職の適正配置と専門性向上がいっそう重要な課題となっています。

２）財政基盤強化・地域福祉財源の確保

すでに述べてきたように、地域福祉発展の条件整備のなかで、地域住民の自主的

主体的な活動に寄り添う専任の専門職員の配置や充実は必須です。このことと地域福祉活動の拠点整備については行政からの支援をもとめていきます。

地域福祉活動推進の財源確保については、会費や賛助会費、共同募金への理解の促進に継続して努めていきます。また、住民のあたたかい善意からなる善意銀行の有効な活用や運営状況についても、広く啓発や広報に努めていきます。

３）組織基盤・運営力充実

市社協は、執行機関としての理事会、議決機関としての評議員会の開催を定例化しており、住民の声を反映した運営体制となっています。

今後、いっそうの住民参加を促進し、住民の期待に応え得るよう組織基盤や運営力の強化に努めます。

また、住民をはじめ各種団体等からの会費を基礎に運営する組織として、事業内容・財務内容等の公開に努め、信頼される組織づくりをめざします。

〔第２部〕　関 連 資 料

	ページ
１．小地域福祉活動とは	２６
２．計画の実現にむけた提案（実施計画）	２７
３．地域福祉活動の実践例	３１
４．学区地域福祉活動計画（学区計画）との関係	３６
５．その他	４０
守山市の人口等のデータ	４０
学区社協との懇談会からの意見等	４１
学区民児協との懇談会からの意見等	４５
障害者施設等からのアンケート回答	５０
市社協・市内のうごき（関連年表）	５３
計画策定にむけた会議など	５７
計画策定準備会・策定委員会・作業部会　設置要綱	５９
計画策定準備会・策定委員会・作業部会　委員名簿	６２

１．小地域福祉活動とは

人びとは、かつて、身近な地域で絆を結び、つながり、共同してくらしを営んでいました。しかし、働き方やくらし方が大きく変わるなかで、人びとは地域のつながりを意識しなくてもくらすことができるようになりました。地域における絆やつながりが薄れてきたことで、個人や個々の家庭の自由な志向で生活するようになりました。

近年、人びとの絆が薄くなったことが、児童虐待や高齢者の孤立死などの背景になっていることも広く意識されるようになりました。困りごとがあっても周りに手助けをもとめることができなかったり、相談相手が見つからないまま問題を抱え込んでしまったりすることも増えています。ＳＯＳを発信できず、地域で孤立してしまっている人びとや社会的に弱い立場におかれている人びとを、地域の力でどのように支え守っていくのかということや住民同士で考えあい取り組むことが大切な課題になっています。

先の阪神・淡路大震災は、地域において人びとが助けあい支えあい、自分たちの地域を自分たちで守り育てていくことの大切さを教えてくれました。緊急の際はもちろん、日常の営みにおいても助けあい支えあうことの意義が広く理解されてきました。

小地域福祉活動とは、このような問題に対して、私たちの生活の場である身近な地域で、誰もが安心して、生きがいをもって日々を送ることができる関係づくりをめざして、住民同士が力をあわせて、社会福祉協議会や行政の専門機関などと協力しあいながらすすめる住民主体の福祉活動です。

小地域とは	①日常生活を送り、日常的に互いの顔が見える範囲
	②住民自治活動の基本単位
	③福祉課題に気づく場
	④福祉活動に取り組む場

（滋賀県社会福祉協議会『小地域福祉活動ハンドブック』平成１７年３月）

第２次計画では、小地域福祉活動の推進を重点的な課題（基本計画Ⅰ）にすえています。地域福祉の推進における「小地域」の概念については、大都市においては地区（学区）社協であったり、農村地域では「区（字）」単位の住民福祉活動を示したりと、用いられ方は各地域の特性と社協活動の到達点などによって違いがあります。

守山市社協では、「小地域≒自治会」と考えて、住民主体の地域福祉活動を推進していきます。

２．計画の実現にむけた提案（実施計画）

第２次計画の実施計画として、自治会・学区社協・市社協それぞれが地域福祉活動の推進を検討する際の参考材料となるよう、その実施の枠組みを提案します。

また、この計画の進捗管理のチェックリストとして、そして、この計画により活動がどれだけ進展したかを確認する指標として、これを活用していきます。

自治会 での取り組み事項

○ 自治会健康福祉部会の設置（現在のグループや部会活動をベースに）

地域の関係者が集まり、福祉活動を継続・発展させることができる場の検討、設置 （まずは、サロンの企画会議や反省会をはじめとした各種活動の諸会議を大切に）
自治会長、民生委員児童委員、福祉協力員、健康推進員などが情報交換できる場の検討、設置
自治会内で今後の福祉活動を誰がどのように担っていくかの検討、整理
地域の福祉活動を担う組織の構成員や自治会組織内での位置づけの検討、確認
住民同士の助けあいを検討できる場の検討、設置 （地域の実態に合わせた活動の提案や実施へ）

○ 認知症や心身の障害などへの理解促進

災害時に配慮を要する方の把握方法の検討、情報の整理、対応の確認
日頃から支援を要する方への住民理解の促進の検討、実施
配慮や支援を要する方のプライバシーの確保、情報の適切な管理

○ ご近所の助けあいを広げる新たなシステムづくり

家庭での身近な困りごとを相談できる関係づくり
ご近所の助けあいについて新たな取り組みの検討、実施 （日常生活でのちょっとしたお手伝い、隣近所の見守り活動など）

○ 訪問･見守り活動の実施（赤ちゃん訪問を含む）

支援を要する方への訪問活動者を増やすことの検討、実施 （民生委員児童委員以外の関係者による訪問等について）
安否確認や訪問の対象者の選定、対象者の意向確認
自治会内の関係者による組織的な訪問活動の実施、継続

○ さらなる発展をめざすサロン活動等の実施

現在行っている高齢者サロン活動の見直し （居場所づくりにつながっているか、日常的な見守り活動につながっているか、など）
子育てサロンや介護者のつどいについて、必要性の確認と実施の検討
高齢者サロンや子育てサロンの他行事との同時開催による世代間交流等の促進
子育てサロンに参加する母親などが、今後の自治会や福祉活動の担い手となるよう促進

学区社協 での取り組み事項

○ 自治会健康福祉部会の設置の推進

自治会における健康福祉部会の設置状況、活動状況の確認
自治会健康福祉部会設置に向けた支援 （補助金、地域福祉推進員の協力、モデル自治会の指定など）

○ 組織体制の確認、整理、見直し

まちづくり推進会議など学区内の他組織との関係について整理、相互確認
地区会館職員の協力支援の継続、事務局任せにしない学区社協運営の検討、実施
学区社協における地域福祉推進員の役割や位置づけの検討、確認
学区社協の組織や役員の体制について確認、整理、見直し
小学校区ごとの学区社協設置に向けた検討

○ 地域の福祉施設等との継続した関係づくり

学習会やボランティア活動などをつうじた地域の福祉施設との関係づくりの検討、実施
福祉協力員等による地域の福祉施設への支援の検討、実施
学習会、交流会、ボランティア活動などについて、学区社協だより等へ掲載 →地域住民の理解促進につなげる

○ 地域の実態に合ったボランティア活動の推進

地域のボランティアニーズの把握、ボランティアの調整や登録制度の検討、実施
公民の福祉関係者による個別支援体制の検討、確立

○ 協議や情報交換から地域の福祉向上をめざす

自治会の活動拡充にむけたモデル自治会指定の検討、実施
地域の福祉活動の退任者に、継続して活動を支援してもらえる方策の検討、実施 （自治会役員、民生委員児童委員、福祉協力員など）
各自治会での福祉活動について、発表会等をつうじた住民同士での学習の促進
地域の福祉活動に関連する各種団体へ小地域（自治会）での活動を推進

市社協 での取り組み事項

○ 自治会健康福祉部会の設置の推奨

自治会健康福祉部会の設置状況など、学区社協による把握方法の検討、調整
自治会健康福祉部会の設置や拡充にむけた啓発活動の実施
自治会健康福祉部会の設置にかかる学区社協の指定するモデル自治会への協力

○ 地域福祉活動支援の強化

職員の学区担当制のもと、学区社協をつうじて地域課題を提示

福祉協力員による活動の定着や広がりをめざした活動の展開 （事例紹介、活動内容の提案など）
学区社協への補助金等が有効に使われるよう補助金制度を再編、使途のＰＲ

○ 広報、啓発の強化

ご近所や自治会で実施されている福祉活動等、地域の福祉情報を積極的に広報
障害者の施設や事業、そこへのボランティア活動について積極的に広報
職員の担当業務について専門性を高め、出前講座を実施

○ 地域福祉の推進と連携・支援強化（基本計画Ⅱ）

小学校・中学校などの教育機関と連携した福祉教育・啓発活動の実施
認知症や心身の障害などへの理解促進、見守り呼びかけ
社会福祉施設等との協働事業の推進
当事者組織・団体活動との連携
相談活動の充実
地域福祉権利擁護事業の周知・情報提供
生活支援ボランティアの養成・充実
ボランティア連絡協議会との協力連携
ＮＰＯとの連携強化、シニア世代の社会参加促進
民生委員児童委員との連携強化
介護保険事業の安定経営と適切なサービス提供
介護や認知症等について住民への正しい理解の促進
地域福祉活動支援機能の強化（専門性向上）
財政基盤強化・地域福祉財源の確保
組織基盤・運営力の充実

３．地域福祉活動の実践例

高齢者の生きがいや楽しみを生み出す「すこやかサロン活動」は、ほぼ全自治会の取り組みになってきました。守山市に住む私たちにとって、誇るべき成果です。高齢者のみならず、住民誰もが安心してくらしつづけることができるまちづくり活動の原点であり、到達点でもあります。つぎの世代への継承、発展が期待されています。

ここでは、各自治会や学区社協で取り組んでいただいている創意工夫に満ちた地域福祉活動の一端を紹介します（順不同）。

「安否、異常なし！」　現代版 向こう三軒両隣

高齢化がすすみつつあるかつての「ニュータウン」、Ａ自治会では、1 週間の当番制で 10 軒程度の近隣宅のポストや部屋の灯り、雨戸、洗濯物などに異変がないかを確認しあっています。たった年数回の当番で、また「異常なし」の報告がつづきますが、地域で互いに見守りあう活動を通して、住民同士の安心感や連帯感が確実に強まっています。

「嬉しい誤算！」　若い世代も河川清掃に参加

守山駅近くのＢ自治会では、定例の河川清掃を新しいマンションに転入してきた住民にも参加協力を依頼しました。実のところ、自治会の役員さんは「新しい住民さんの参加はどうかなぁ？」と思っていたのですが、清掃の当日、ジャージ姿の若い人たちが多く見られ、用意したスコップや草刈鎌が足らず、慌てて買い足したようなことでした。嬉しい誤算でした。いままで作業が届きにくかった向こう岸まできれいになりました。

新たに住民となったみなさんが、自分たちの住むまちを大切にしてくれる様子に接し、自治会役員さんはとても嬉しいことだと思ったようなことでした。

「一声かけたら、すぐに集まってくれます！」
退任した委員さんたちも／自治会の豊富なボランティア集団

浜街道沿いのＣ自治会では、高齢者サロン活動や子育てサロン活動に熱心に取り組んでいます。伝統的な地域社会の関係を色濃く残すこの地域では、「何かあったとき、一声かけたら、退任後の民生委員さんや福祉協力員さん、健康推進員さんなどもすぐに協力してくれます」と。自治会のボランティアさんも含めて、住民同士が支えあうゆたかな関係のある地域です。

子育ては地域で見守られて　サロン活動は専門職とも連携して

都市化の進んでいる地域に位置するＤ自治会では、もう数年前から、孤立しがちな若いお母さんと子どもたちを見守り励ます子育てサロン活動に取り組んでいます。

そのなかでボランティアさんが気づいたできごとです。「あのお子さん、軽度の発達上の障害があるようだが、お母さんは気がついていないのでは？」「どうしたらいいだろう？」「お母さんにどのように伝えたらいいのだろう？」・・・考えあったボランティアさんたちは、次回のサロンに、保健師さんに来ていただくこととしました。

このお子さんについて、後日、保健師さんからお母さんに話していただき、専門的な療育を受けられることになりました。

あるお母さんの声：うちの子は障害があり、これまで地域の夏祭り行事に参加したことがありませんでした。この夏、自治会の役員さんから「お宅のお子さんはどのような配慮があったら夏祭りに参加できますか」とお声がけいただきました。嬉しいことでした。来年、役員さんが代わられても同じようにお誘いいただきたいと願っています。

学区社協の出番！ 出前型子育てサロンできっかけづくり

（守山学区社協、河西学区社協）

子育て支援活動については、各地でさまざまな取り組みがなされています。自主的な子育てサークル活動が盛り上がっている地域や地域子育て支援センターの専門職が大きな役割を果たしているまち、民生委員児童委員協議会が中心になって子育てサロンを担っている地域など、それこそ「さまざま」な取り組みのスタイルがあります。

そんななか守山市内においては、専門機関・専門職の活動にあわせて、自治会単位での子育てサロン活動への取り組みが特徴的です。現在、28 自治会（※）が取り組んでいます。自治会関係者や地域住民の熱意に支えられた先進的な小地域福祉活動です。　（※平成 23 年 3 月 1 日現在）

守山学区社協や河西学区社協では、自治会や民生委員児童委員などと連携しながら「出前型子育てサロン」を実施しています。自治会で子育てサロン活動が始められるよう開催のノウハウを伝え、そして活動が広がり定着することをその目的としています。

赤ちゃん訪問活動のさきがけ！　玉津学区民児協の先進的取り組み

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねています。児童委員活動ができていないことに気づいた玉津学区民生委員児童委員協議会では、平成 14（2002）年から赤ちゃん訪問活動を始めました。当初、赤ちゃん誕生の情報源は有線放送や新聞記事くらいだったそうです。

赤ちゃん訪問活動は、子育て中のお母さんに身近な関係のなかで見守られているという安心感をお届けできます。平成 19 年からは、守山市の委託事業となり、全国的にも同様の取り組みが広がっています。

男性有志で昼食会　地域の居場所づくりをめざして（小津学区社協広報より）

Ｅ自治会では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、月２回の昼食会を開催しています。料理のお手伝いができる男性中心の有志が集まり、参加される高齢者が昔話などを語りあえる場をつくろうとの思いから設立されたものです。

夕食会も実施できないかなど、試行錯誤しながら続けています。メンバーも、家庭菜園でつくった野菜を提供したり、日ごろの家庭のできごとを披露するなど、和気あいあいの雰囲気のなか、つぎの出会いを楽しみにしています。

「郷土の味伝えたい！」　（2010. 1. 23 京都新聞より）

Ｆ自治会では、高齢者や多世代の交流を目的に、地域の伝統食の教室が開催されています。70～80 代の住民が講師役となって、参加者とともに地元の郷土料理を作って味わっておられます。素朴なおふくろの味わいを楽しみ、「若い人も好みそうな味」「材料を少し変えても良いのでは」など、好評です。

地元の歴史や文化をみんなで学びあって

古い街並みを大切にするＧ自治会では、すこやかサロンや子育てサロンへの活動のほか、地元の歴史や文化を学びあう取り組みがあります。地域を大事にする人びとが、地元の成り立ちを振り返り、新旧住民が交わり、貴重な地域の歴史や文化を継承していこうとする活動です。

ティッシュ１箱もって　福祉協力員の友愛訪問活動　（速野学区社協）

速野学区社協では、平成 10 年度から福祉協力員による友愛訪問活動を続けています。おもな訪問先は一人暮らしのお年寄りです。毎月、ティッシュ１箱だけの手土産ですが、お届けしながら近況をうかがったりお話しの相手になったりの活動です。

学区社協では、いろんなアイデアを活動につないでいます。「市内でもっとも地域福祉活動がすすんでいるのは速野だ！」と、多くの速野学区の住民が認め、誇りに思っているところです。

「健康福祉部会」誕生！

琵琶湖に近いＨ自治会では、すこやかサロンのスタッフ（民生委員児童委員、福祉協力員、健康推進員、サロンボランティア、自治会長、自治会の福祉担当役員）をこれまで‘福祉部’と仮称してきましたが、このたび‘健康福祉部’と改称し自治会の正式な組織として位置づけました。今では子育てサロンも担当し、活動が継続でき、また自治会長等の負担軽減にもつながっています。

「中洲２１」地域一丸となって地域組織再編！

市の中心部から離れた中洲学区ですが、地域にかける思いは強く、「課題実現に向けての知恵や発想は随一」だとのこと。ほかの学区でも課題になっている学区社協とまちづくり推進会議の関係について、中洲学区では平成 13 年、「中洲学区２１活動協議会」として見事に整理しました。「人と人とのつながりをつくっていくパワーは、他のどの学区にも負けません」との意気込みです。

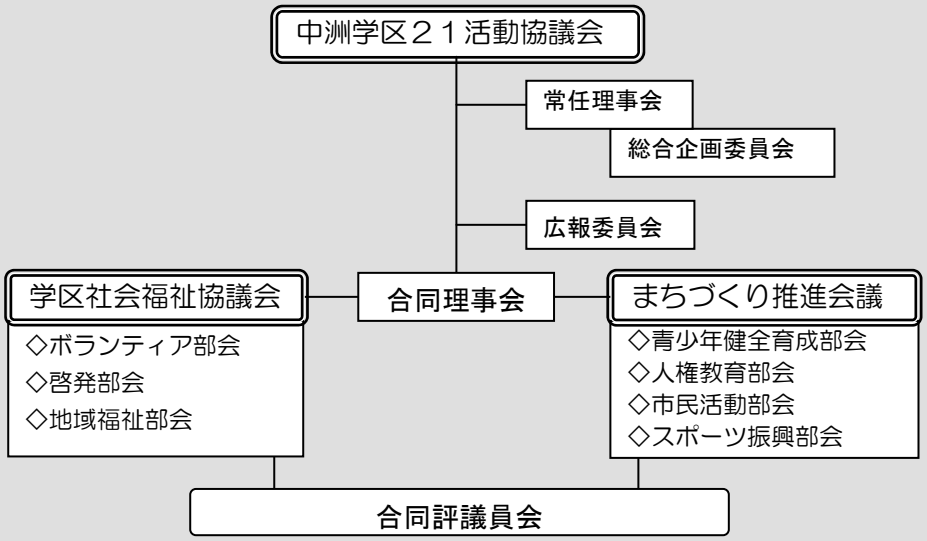

昔遊びで世代間交流　（吉身学区社協）

吉身学区社協では、毎年 12 月に、「伝えていきたい日本の伝統遊びと文化」と称した昔遊びによる世代間交流を開催しています。

学区のボランティア登録者が中心となり、小学生へたこ作りや百人一首などを教えます。いまの小学生にとってはあまり馴染みのないものも、ボランティアさんのサポートがあればあっという間にできあがり、また上達します。そして気がつけばボランティアさんともすっかり仲良しに。

この活動の最後に、福祉協力員による手作りのおぜんざいが参加者全員にふるまわれ、たいへん好評です。

小地域福祉活動の発展に大きな役割を果たす民生委員児童委員と福祉協力員は、
つぎのとおり位置づけられています。

民生委員児童委員とは　（平成 23 年 1 月 1 日現在 143 名）

民生委員とは、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めることを、また児童委員とは、児童福祉法に基づき、児童・妊産婦の福祉に関する援助及び指導をするとともに児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力することを任務として各市町村の区域に置かれる民間の奉仕者のことです。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務することになっています。

また民生委員児童委員の中には、児童問題を専門に担当する主任児童委員が置かれています。

福祉協力員とは　（平成 5 年度より設置、平成 23 年 1 月 1 日現在 240 名）

福祉協力員は、自治会長の推薦を受けて市社協会長が委嘱します。

自治会長、民生委員児童委員、地域ボランティアとともに、住みよい福祉のまちづくりを進めるため、つぎのような活動を行っています。

１．住民の福祉問題の発見と連絡通報　　２．民生委員児童委員への連絡協力
３．住民としての助けあい活動　　４．学区社協への参加・協力

４．学区地域福祉活動計画（学区計画）との関係

市社協と学区社協は、決していずれかが上位という関係性ではありません。それぞれが年度ごとに事業計画を立てるなどするなかで、第２次計画のキーワードにもなっている双方向性を大切にしながら、それぞれの目標に向かって活動をすすめています。

市社協では、安心してくらせる地域づくりにむけ、学区地域福祉活動計画の全学区での策定をめざしその手引きを作成し、順次モデル学区を指定し、また学区担当職員も参画しその活動を支援してきました。

これをうけて学区社協では、地域の特性や学区独自の福祉課題をふまえた地域福祉活動計画の策定をすすめ、これが全学区に広がってきています。

（学区地域福祉活動計画の策定のようす）

平成 20 年度	速野学区
平成 21 年度	小津学区、河西学区
平成 22 年度	守山学区、吉身学区、中洲学区
平成 23 年度	玉津学区（予定）

平成 20 年度、平成 21 年度に策定された３つの学区計画について、
次ページ以降にその計画書の一部を紹介します。

地域福祉推進員にあっては、毎月会議を市社協でおこない、他の先進的な事例等を参考にし各学区の活動へつなげ、また第２次計画の策定にも参画しています。

このような課題提案を相互におこなうことができる関係性から、市社協と学区社協の間には、各種の取り組みの方向性について一定の整合が図れていると考えられ、地域福祉推進員を核とした実質的な連携が成立していると考えられます。それぞれの地域福祉活動計画においても、大きな方向性や目標は必然と共有できています。

地域福祉推進員とは　（平成５年度より設置、７名）

地域福祉推進員は、学区社協会長の推薦を受けて市社協会長が委嘱します。

地区会館、市社協と連携を図りながら、つぎのような活動を行っています。

１．民生委員児童委員と連携して、地域の福祉課題を把握し、地域福祉活動や在宅福祉サービス等の推進方策について調査研究を行う。

２．学区社協役員とともに学区社協活動の推進にあたる。

３．市社協が開催する連絡会に出席し、課題の提起を行い、また活動に反映する。

４．福祉協力員の育成指導を行う。

～　速野学区地域福祉活動計画より　～

福祉目標	もちつもたれつ活動の推進による福祉のまちづくり

◎:実施済み　○:実施予定　●:検討

基本目標	大項目	中項目	重点	小項目（具体的活動名）	具体的な内容	担当する部会・団体など	推進方法（年次計画）				財源
							平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
基盤強化	組織体制の整備・強化	役員会の充実	○	理事会の充実	年3回以上の開催	理事会	年3回開催 ◎	→	→	→	
				先進地研修の実施	年1回、先進地域への視察研修	啓発部会	11月27日 ◎	→	→	→	
		委員会等の充実	○	総務委員会の定例化	隔月開催	総務委員会	各月開催 ◎	→	→	→	
			○	地域福祉推進員の充実	活動内容の具体化	総務委員会	協議中 ○	→	→	→	
	学区社協活動の財源の確保	社協会費の充実	○	社協会員強化に向けた啓発	各地域活動の活性化による社協活動の啓発	理事会	検討中 ○	→	→	→	
	福祉のまちづくりへの提案・提言活動の実施	福祉ニーズを集約し、提案・提言活動の実施		市社協との懇談	連携強化	理事会	9月15日 ◎	→	→	→	
				行政との懇談	学区の福祉課題の把握	総務委員会	●	→	→	→	
			○	自治会との懇談	福祉懇談会の開催	総務委員会	未定	→	→	→	
福祉の心を育てる	啓発活動の推進	広報紙作成		速野の福祉発行	年3回の広報紙と、福祉作文掲載号を発行。	広報部会	3回発行 福祉作文掲載 ◎	→	→	→	
		贈呈事業		新成人式記念品贈呈	新成人にアルバムを贈呈	総務委員会	1月11日 ◎	→	→	→	
	学習、話し合いの場づくりの推進	地域福祉推進に関する学習機会をつくる		福祉講演会の内容の充実	地域福祉推進に関する講演会を開催。	啓発部会	8月8日 ◎	→	→	→	
			○	地域福祉推進会議の内容の充実	指定自治会報告と地域福祉の学習会の開催	啓発部会	6月27日 ◎	→	→	→	
		障害児・者に関する学習	○	福祉体験講座内容の充実	障害者施設の訪問研修等	啓発部会	7月17日 ◎	→	→	→	
福祉の心を育てる	ボランティアの確保と組織化推進	ボランティア募集	○	活き活き生きるあなたのための講座の内容の充実	担い手の募集	ボランティア部会	未定	→	→	→	
			○	ボランティア養成講座の内容充実	高齢者サロンで役立つ講座を実施	ボランティア部会	8月5日 ◎	→	→	→	
					子育てサロンに関する情報交換会の開催	ボランティア部会	12月2日 ◎	→	→	→	
				ボランティアのつどい(研修)	登録ボランティアの交流会及び研修会として年1回実施。	ボランティア部会	2月7日 ◎	→	→	→	
			○	ボランティアニーズの把握	ニーズの調査	ボランティア部会	●	→	→	→	
	調査活動の推進	住民の意識や要援護者等のニーズ調査の実施	○	ひとり暮らし高齢者へのアンケート	アンケート調査の実施	地域福祉部会	●	→	→	→	
			○	介護世帯へのアンケート	アンケート調査の実施	地域福祉部会	●	→	→	→	
			○	ひとり親世帯へのアンケート	アンケート調査の実施	地域福祉部会		●	→	→	
福祉の輪を拡げる	地域の関係機関・団体等とのネットワークの強化	団体間の連絡会議		各種団体助成	補助金の交付	総務委員会	◎	→	→	→	
	自治会での福祉活動の推進	自治会での福祉推進体制の整備		指定自治会の福祉活動	年に1～2自治会を指定	総務委員会	今年度実施中 ◎	→	→	→	
			○	自治会の福祉活動取り組み紹介など	指定自治会の取り組み方について例示（マニュアル作成）	総務委員会	作成 ◎	→	→	→	
	孤立を防ぎつながりづくりを進める活動	安否確認・友愛訪問		友愛訪問活動	月1回以上の実施	地域福祉部会	→	→	→	→	
				給食サービス	月1回、実施	地域福祉部会	→	→	→	→	
		高齢者のつながり		すこやかサロン	年10回、交流会として開催	ボランティア部会	年10回開催 ◎	→	→	→	
		ひとり暮らし高齢者等のつながり		ふれあいお楽しみ会	年1回、交流会として開催	地域福祉部会	10月9日 ◎	→	→	→	
		子育て中の親・子のつながり		子育ていきいき広場	月1回、交流会として開催	ボランティア部会	年10回開催 ◎	→	→	→	

～　小津学区地域福祉活動計画より　～

基本理念	小津学区　ふだんの　くらしに　しあわせを　！ ・・・キラリと　かがやく　笑顔の　まちづくり　・・・

基本目標	大項目	中項目	重点	小項目 （具体的活動名）	具体的な内容	推進方法（年次計画）				担当する部会・団体など
						H22	H23	H24	H25	
福祉の心を育てる	啓発活動の推進	広報活動の充実		学区社協広報「小津の福祉」発行	広報の定期的発行と充実	→	→	→	→	
				まちづくり推進会議広報との連携	学区社協記事の掲載	→	→	→	→	
			○	住民に役立つ情報発信	相談窓口の紹介	実施	→	→	→	
		交流事業の展開		ふれあいと福祉の心を育てるつどい	参加増に向けた内容検討	→	→	→	→	
				高齢者のつどい	内容の検討	→	→	→	→	
	学習、話し合いの場づくりの推進	懇談会・学習会の実施		住民福祉講座	地域で啓発できる内容に	→	→	→	→	
				障害者理解の促進	地域への啓発	立案	→	→	→	
	ボランティアの育成と活動推進	ボランティア育成		サロンボランティア講座	アンケートによるニーズ把握	→	→	→	→	
				サロンボランティア交流研修会	内容の検討	→	→	→	→	
		ボランティアの呼びかけ	○	ボランティア活動の情報発信	広報による呼びかけ	実施	→	→	→	
地域活動の活性化	あいさつ運動の推進	あいさつ運動の実践	○	あいさつ運動の展開	推進方策の検討	内容検討	立案	実施	→	
			○	登下校時の見守り	老人クラブ等関係団体の協議の場の設定	立案	実施	→	→	
				防犯パトロールの実施	活動の充実	→	→	→	→	
	自治会活動への参加推進	自治会活動への参加推進		すこやかサロンの充実	学区社協から実施自治会に助成を行う	→	→	→	→	
				子育てサロンの拡充	学区社協から実施自治会に助成を行う	→	→	→	→	
		自治会活動の充実	○	自治会での福祉部会充実	活動充実に向けた検討	内容検討	立案	実施	→	
				自治会ふれあい行事の推進	自治会館の解放、世代間交流の実施など	内容検討	立案	実施	→	
				モデル自治会の指定	活動充実に向けた検討	内容検討	立案	実施	→	
互いにくらしを支えあう	ご近所のつながりを大切にする －－－－－－ 対話のある地域をめざす	見守り体制の強化		ふれあいお楽しみ会	年1回開催	→	→	→	→	
				在宅介護者のつどい	年1回開催	→	→	→	→	
			○	地域ネットワークづくり	ちょっとしたお手伝い活動の実施の検討をする	内容検討	立案	実施	→	
				友愛訪問(給食サービス含む)	月1回以上実施	→	→	→	→	
				民生委員児童委員・福祉協力員合同研修会	地域課題の共有	→	→	→	→	
		隣近所との交流	○	声かけ、防災防犯活動の推進、災害時の避難支援	推進方策の検討	立案	実施	→	→	
住民主体の組織体制の確立	組織体制の整備・強化	役員会の充実	○	理事会の見直し	組織、会則の見直し、総会開催	内容検討	立案	実施	→	
			○	評議員会の見直し	組織、会則の見直し、総会開催	内容検討	立案	実施	→	
				ふれあいまちづくり先進地研修	まちづくり推進会議との合同開催検討	→	→	→	→	
		学区社協専門部会・委員会の充実	○	専門部会の充実	活動目的と内容の検討と再編成	内容検討	立案	実施	→	
	関係機関・団体との連携	行政との連携		包括支援センター、保健師との連携	地域の福祉課題の共有	→	→	→	→	
		市社協との連携		市社協との懇談	連携強化、地域の福祉課題の共有	→	→	→	→	
		学区団体間の連携		団体活動助成	助成内容の検討	→	→	→	→	
	活動財源の確保	社協会費、共同募金の充実	○	社協会費・共同募金の啓発	懇談会、各種事業を通じての啓発活動強化	実施	→	→	→	

注1）基本理念、基本目標をもとに、「大項目」、「中項目」、「小項目」および「具体的な内容」に分類し、年度ごとの取り組む内容を分類、整理した。

注2）平成21年度以前より実施している継続事業については「→」で表示しているが、従来から行っているように、各年度ごとに反省・見直しをしながら実施をしていくことの意味である。

注3）「新規に取り組むべき項目」、また、「従来から実施しているが、重点的に充実していく項目」については、「内容検討」→「立案」→「実施」の3カ年で取り組むことを基本としているが、課題によって、優先的に取り組むべき項目、すぐにでも取り組むことのできる項目については、22年度あるいは23年度から「実施」としている。ただし、状況の変化に応じて変更する場合がある。

～　河西学区地域福祉活動計画より　～

福祉目標	人と人とのふれあいで、生きがいのあるまちづくり

大項目	中項目	重点	小項目（具体的活動名）	具体的な内容	推進方法（年次計画）								主に担当する部会・団体など
					平成22年度	評価見直し	平成23年度	評価見直し	平成24年度	評価見直し	平成25年度	評価見直し	
学区社協活動の充実	役員の連携強化	○	総務委員会の充実	連携と協働の充実	連携と協働の充実		→		→		→	最終年度全体評価	総務委員会
		○	各部会の充実	各部会の充実	各部会の充実		→		→		→		総務委員会
	学区社協活動のための財源の確保	○	社協会員強化活動	学区社協活動のPR活動	PR方法の検討・広報啓発		→		→		→		総務委員会
	地域福祉活動の基盤強化	○	地域福祉推進委員活動	地域福祉推進委員活動の明確化	検討		→		→		→		総務委員会
障害者が地域で暮らす上での生活課題の共有	施設との交流強化	○	施設との交流強化	地域行事へ積極的な参加	内容検討・実施		→		→		→		総務委員会
	情報交換の推進	○	福祉を語るつどいの実施	福祉施設との意見交換	実施方法・内容検討・実施		→		→		→		総務委員会
地域福祉活動活性化	他の地域の活動を学ぶ		先進地研修	先駆的な地域へ出向き地域活動の学習	内容検討・実施		→		→		→		総務委員会
	活動の強化		学習会・講習会	活動に役立つ学習会の開催	内容検討・実施		→		→		→		福祉協力員
福祉意識の向上	福祉に対する理解の向上	○	自治会単位で懇談会開催	自治会単位で懇談会開催	福祉部会の推進		→		→		→		総務委員会
		○	民・福・自交流会	地域福祉の理解と協働	民・福・自交流会の検討・実施		→		→		→		福祉協力員
	福祉活動の情報提供		広報紙発行	住民参加型の広報紙の発行	内容検討・実施		→		→		→		広報部会
	福祉の心を育てる		福祉講演会	住民が関心のある福祉講演会開催	内容検討・実施		→		→		→		福祉啓発部会
孤立を防ぎ人とのつながり作り	介護者同士の交流		在宅介護者のつどい	介護者のつどい実施	内容検討・実施		→		→		→	最終年度全体評価	福祉啓発部会
	充実した時間の提供		一人暮らし高齢者のつどい	一人暮らし高齢者のつどいの実施	内容検討・実施		→		→		→		福祉啓発部会
	安否確認の強化	○	ふれあい交流活動	一人暮らし高齢者への訪問	実施方法・内容検討		→		→		→		福祉啓発部会
ボランティア活動の強化・発展	ボランティア意識の向上	○	住民へのボランティア活動のPR	活動のPR	ユニフォーム作成 住民へのPR活動		→		→		→		ボランティア部会
	ボランティア実情の把握	○	ボランティアニーズの把握	アンケート調査実施	アンケート内容を検討・実施		→		→		→		ボランティア部会
	ボランティアの担い手作り	○	ボランティア養成講座の開催	ボランティア養成講座の開催	実施方法の検討・実施		→		→		→		ボランティア部会
	地域での助け合い活動の推進		福祉施設への支援	福祉施設へのボランティア協力	内容検討・実施		→		→		→		ボランティア部会
サロンの推進	サロンの内容充実		サロンに役立つ料理講習	サロンで活用できる料理講座	内容検討・実施実施		→		→		→		サロン推進部会
	情報の共有の場の提供	○	サロンボランティアのつどい	高齢者サロンボランティアによるつどいの開催	内容検討・実施		→		→		→		サロン推進部会
	ボランティア活動の周知	○	住民へのボランティア活動のPR	ボランティア一覧作成	一覧作成に向けて、ボランティア把握		→		→		→		サロン推進部会
	子育てサロン活動のサポート	○	各自治会子育てサロン支援	部会員による出前サロンの実施	実施方法・内容検討・実施		→		→		→		子育て支援部会
	情報共有の場を提供	○	子育てサロンボランティアの情報交換会開催	子育てサロンについて情報交換	実施方法・内容検討		→		→		→		子育て支援部会
子どもの健全育成	福祉教育の推進		わいわい教室	食育教育、理科実験等の実施	内容・検討実施		→		→		→		子育て支援部会

５．その他

守山市の人口･世帯の推移

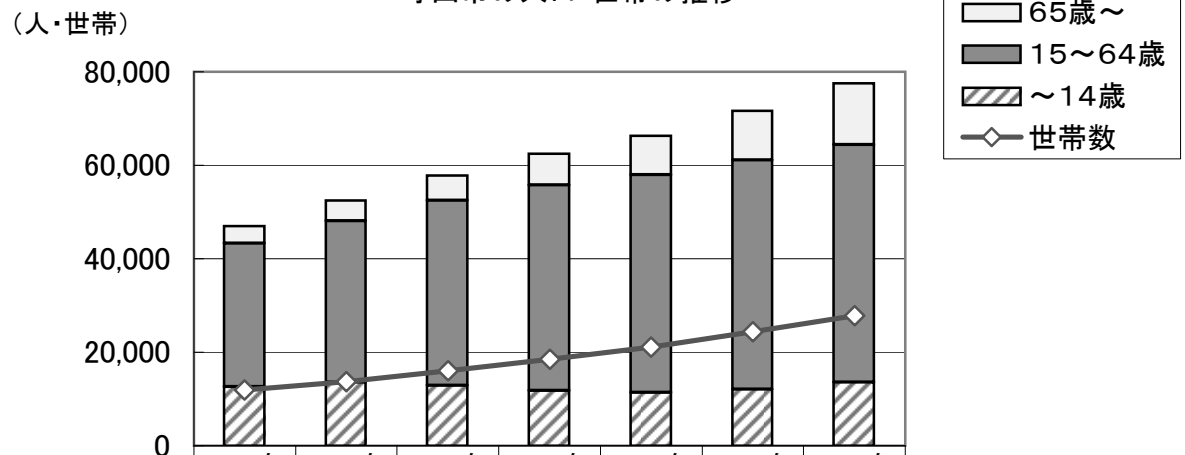

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
65歳～	3,813	4,348	5,275	6,714	8,454	10,544	13,141
15～64歳	30,568	34,453	39,613	43,990	46,571	49,135	50,830
～14歳	12,661	13,613	12,902	11,755	11,319	12,027	13,615
世帯数	11,972	13,677	16,071	18,506	21,067	24,335	27,813
人口	47,042	52,414	57,790	62,459	66,344	71,706	77,586

守山市の学区別人口･世帯の推移

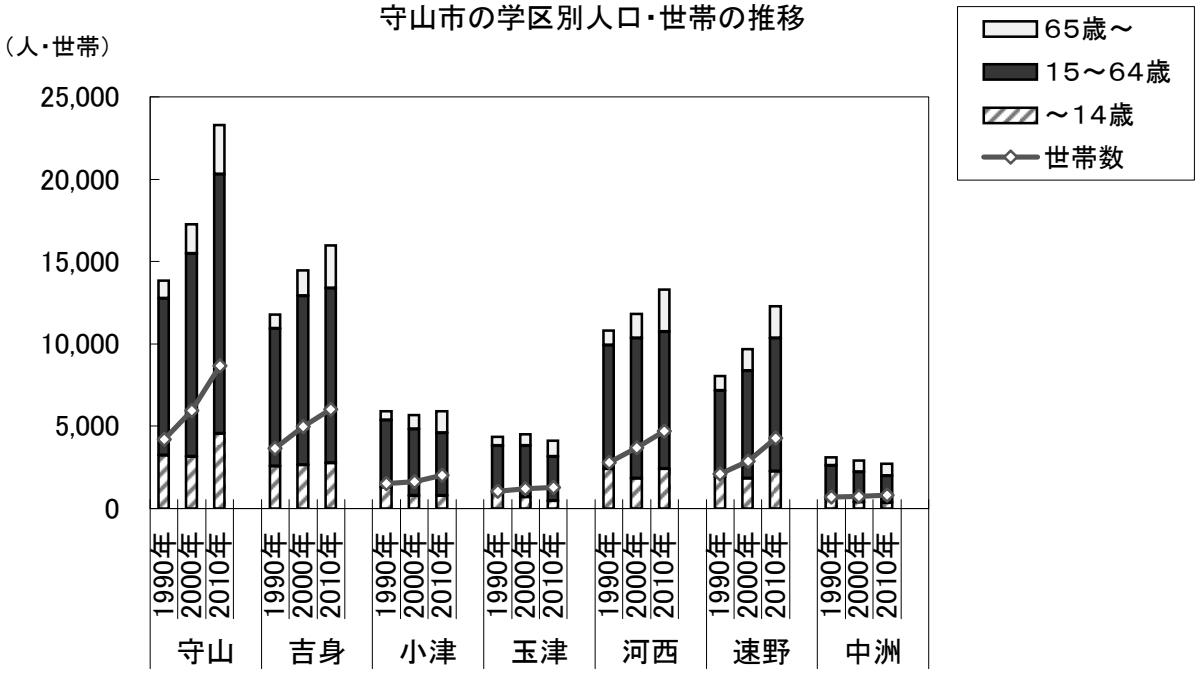

守山市の福祉データ

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
生活保護世帯数	40	63	60	92	128
母子寡婦家庭数	549	648	757	994	1,215
身体障害者手帳所持者数	1,119	1,294	1,561	1,987	2,281
精神障害者保健福祉手帳所持者数	―	―	―	92	276
一人暮らし高齢者数	195	281	349	555	816
寝たきり等高齢者数	122	139	153	321	414

（平成 21 年度）学区社協と市社協との懇談会より　～意見等の抜粋･要約～

※小津学区社協・玉津学区社協は、インフルエンザ流行により、開催できませんでした。
※第２次計画策定にむけ、意見を自由に発言いただきました。

2009.9.15　速野学区社協　学区社協 22 名、会館 2 名、市社協 6 名

・社協は様々な事業について補助金や助成金を出すが、行政主導的に感じられる。社協の特性を出していくことが大切ではないか。
・社協の予算で、福祉協力員にかかる金額が高いのではないか。
・小地域福祉活動の小地域とは、どこを指しているのか。学区なのか、自治会なのか。地域と小地域の言葉の使い分けについても検討して欲しい。
・地域福祉推進員の位置づけを明確にする必要があるのではないか。速野学区の地域活動を側面的に支援することが大切だと考える。
・個人賛助会費の還元において、各自治会活動に市社協のすすめる地域福祉活動がみえない。
・自治会として福祉協力員への支援について、どこまで行えばいいか分からない状況である。
・地域福祉推進員の役割が不明だと思う。各地域へのアドバイスだけでなく、市社協と学区社協の調整機能も大切だと思う。
・地域の福祉活動とまちづくりについて、目的として「地域をより良くする」という意味では同じであり日々取り組んでいる。守山市では各団体の活動が個々になっており、これらが地域で連携することが必要である。
・民生委員児童委員は国からの委嘱、福祉協力員は市社協からの委嘱で、活動は同じ目的であっても垣根がみられる。

2009.9.17　守山学区社協　学区社協 23 名、会館 2 名、市社協 4 名

・子育てサロンや高齢者サロンに対する市社協からの補助金について、事業開催前に計画書を、終了後に報告書と請求書を提出するが、事務量が多いので簡略化を考えてほしい。
・地域福祉の活動状況は、学区内でも自治会により異なっている。例えば、本町自治会では副自治会長が主となり健康福祉部会が活動しており、地域により方法はいろいろあると思う。
・平成 22 年度に学区地域福祉活動計画の策定をするように言われるが、市、市社協の計画と学区の計画との整合が必要となるが、時期の調整がうまくいくか。学区としてどう進めたらよいか。
・自治会に福祉協力員や民生委員の推薦依頼があるが、人選が非常に難しい。地域の役員は任期があり、それが終われば地域の活動がそこで途切れる。次の役員に上手く引き継ぎ、活動が継続するようなシステムにならないか。継続がなければ値打ちがない。しかし押し付けではできない。
・市社協職員も自分の地域の福祉活動に関わって欲しい。福祉に関するノウハウを持っているので、もっと中に入って欲しい。
・賛助会費は自治会回覧しても入会者は０～１人程度。自治会がこれをするべきなのか。職員も一緒に回る位の気持ちを持って欲しい。
・事業計画書等に「ボランティア活動の推進」と記されているが、ボランティアの紹介を自治会にしているか。また自治会へボランティアの情報提供をしてもらえないか。
・守山学区は市内人口の概ね 1/3 を占めており、市街化・調整区域もある地域である。計画策定を実施するのであれば、現在の活動の見直しが中心となるだろう。16 自治会が一つになることは難しく、会館にも大きな負担を掛けることとなり、学区担当だけでは手に負えない状況と思われる。また、次年度はとくに学区の役員に交代が多いことも気になることから、市社協からも応援が欲しい。
・学区社協の部会は順調に活動していると考えている。しかし、学区社協会長が知らないうちに各部会活動が進んでいる部分がある。学区社協は、福祉協力員や民生委員が中心となり活動すべきと考

えている。本日の懇談会に向けて、事前に学区社協で意見をまとめておくべきであった。
・学区福祉活動計画の策定は今の状況ではできない。市社協からの強いバックアップが欲しい。

2009.10.5　中洲学区社協　学区社協14名、会館3名、市社協4名

・立田では、65～70歳の方が80歳以上の方の生活支援事業を行い、憩いの場をつくる予定。歴史や文化を大切にしながら整備をし、中洲の拠点にしたい。国庫補助事業にて自治会館の整備をすすめる予定。男性の料理教室などの他、地域内の植栽や用水の確保などもあわせて実施したい。
・介護保険を極力利用せず、地域の高齢者がボランティアで支えていくまちをめざしている。守山市の介護保険料減のためにも、学区をあげて取り組みたい。
・平成13年度から中洲学区21活動協議会をつくり、社協とまちづくりが一体となり活動している。学区社協は21活動協議会の一部門となり、分担や連携がスムーズに行われている。（先進地研修は合同、各事業は分担など）
・学区すこやかサロンは、他学区では廃止の方向のなか、中洲では回数を減らしながらも継続している。とくに少子高齢化が進むなか、小さい学区でもあり、今後も学区サロンを継続する予定。
・福祉が充実したまちづくりを中洲から発信すべきと考えている。学区地域福祉活動計画のモデル指定を受けたら取り組みたい。難しく考えず取り組んでいきたい。
・市全体の計画立案時、都市部だけでなく小さい学区にも焦点をあててほしい。
・自治会に福祉部会があるのは服部だけであるが、マップづくりなどで集まる場はどの自治会でももっている。組織化をしたほうが取り組みやすければ組織をつくる。
・共同募金等については募金箱をもって集めるのが本来の姿で、現状の戸別募金は強制的な感じがある。一軒ずつ声を掛けて集めている。無理に集めようと思うからおかしくなるのであり、集まった額で事業を行えばよいのではないか。
・一人暮らし高齢者への給食サービスなどについて、都市部では本来もらわなくてよい人までもらっている。本当に必要な人のところへ還元されるよう考えて欲しい。

2009.10.8　吉身学区社協　学区社協15名、会館2名、市社協6名

・事業名などで「ひとり暮し高齢者」とよく使うが、当事者にとってはあまり好ましくない呼び名であり、他に何かいい呼び方はないのか。
・最近は新興住宅が増え、世帯のあり方が変わってきた。特に若い世帯にはなかなか募金等への理解は難しい。無関心なのかもしれない。しかし、募金の配分金事業を必要としている利用者、ニーズは増えるのが現状と思う。自治会として、難しい問題である。
・各学区はお金がなく困っている。学区には市社協から補助金等いくらか交付されているはずで、この交付が学区や自治会には認知されていないのではないか。一覧等で紹介すべき。
・すこやかサロン・子育てサロンの申請が毎回大変。毎月行うと決まっているのであれば、半年に一度の申請や３ヶ月に一度の申請はできないのか。

2009.10.9　河西学区社協　学区社協21名、会館2名、市社協5名

・安心・安全なまちづくり活動支援事業について、共同募金の使途として納得がいかない。防災等の支援事業については、自治会と行政が進めるべきであり、共同募金はもっと福祉の支援を必要としている人に使って欲しい。「好評を得ている事業」とされているが、3/4補助で好評なのは当然。そもそも共同募金は、各戸や街頭で集めてくださったお金なので、もっと有効に使って欲しい。
・共同募金を全地域にみえる形にしたいというのであれば、各自治会に「福祉に使うお金」ということで返金してくれた方が有効的な使い方である。
・高齢化が進み、高齢者向けの行事が増加している。貸し出し可能なAEDの設置をして欲しい。

（平成 22 年度）学区社協と市社協との懇談会より　～意見等の抜粋･要約～

※第２次計画策定にむけ、計画一覧表の原案をもとに意見交換いたしました。

2010.8.25　吉身学区社協　学区社協 12 名、会館 2 名、市社協 6 名

・災害時に備えた取り組みを行いたいが、行政に高齢者や障害者など災害時に弱者となる人たちの情報を開示してもらえない。緊急時に開示されるのでは意味がない。最終的に個人の情報よりも命のほうが大切になるのは間違いないと思う。
・災害時のことについては、行政に頼る部分よりも、自分たちでできる部分の活動をすすめていけばよいのではないか。自治会、隣組、近所の組織を活発にし、一人ひとりの意識を高めることが第一歩だと思う。
・会費等を財源とした防災組織をつくっていけば、これからの社協会費増につながるかもしれない。

2010.9.1　小津学区社協　学区社協 15 名、会館 2 名、市社協 6 名

・共同募金の配分金は、生活困窮の方への支援だけでなく、大半が地域へ還元されていることをもっとアピールしてもらいたい。
・社協広報は、字が多く読む気になれないので、視覚で訴えるような紙面づくりに努めてほしい。また、市社協の予算書･決算書は、住民配布用であれば見にくすぎる。
・学区活動計画を実践するための財源について、市社協も前向きに考えて欲しい。

2010.9.2　中洲学区社協　学区社協 9 名、会館 3 名、市社協 6 名

・まちづくり推進会議と学区社協との関係整理について、どのように整理するのか。
（返答：中洲学区 21 活動協議会のように一体となり、さらにこの中に健康福祉部会のようなものを設置できないか。すべてを一本化するのは難しいと思うが、時間をかけて少しずつ進めたい。）
・福祉協力員による訪問活動とは、どういうものか。
（返答：例えば、敬老の訪問等に民生委員だけでなく福祉協力員にも同行いただき、民生委員と一緒に地域のＳＯＳを拾えるようになればいいと考えている。）
・安心お助け隊とは何ですか。
（返答：一人暮らし高齢者宅の草むしりやゴミ捨て等の手助けを想定した事業で、今年度から地区を限定してスタート。様子をみながら地区を広げていきたい。）

2010.9.8　玉津学区社協　学区社協 4 名、会館 3 名、市社協 6 名

・市社協は学区担当制にて職員を配置してくれているが、学区社協へもっと指導的な立場で関わって欲しい。
・自治会をつうじて市社協会費や共同募金などお願いされるが、この方法がだんだん難しくなってきたように感じる。
・他の学区社協ではそれぞれ活動計画を作成されているが、玉津ではできていない。できれば今年度中に何らかのかたちで紙面に示していきたい。

2010.9.10　河西学区社協　学区社協 23 名、会館 3 名、市社協 5 名

・子育て中の親、乳幼児や児童･学童への地域の支援が重要だと思う。社会情勢が変わり住んでいる地域で子育てが難しくなってきた。地域で子育てできる環境づくりが大切だと思う。
・保育園の利用がバラバラなので、同じ地域で交流することが難しい。学区活動計画に基づき、自治会に子育て支援が広がるよう「出前子育て支援」を実施している。
・私の自治会は小さく子育て世帯も少ないが、手法を工夫して地域のつながりを考えていきたい。

・福祉の輪が広がるというのは、各地域の住民どうし子どもから高齢者までつながることだと思う。

2010.9.14　速野学区社協　学区社協21名、会館2名、市社協2名

・高齢者サロンは多くの自治会に広まった。子育てサロンも同じように広まっていくよう、備品などを補助金等で購入できるように検討して欲しい。
・第２次計画の策定にあたっては、すこやかまちづくり行動プランと整合するよう意識して作業をすすめてもらえるほうがいいと思う。

2010.9.21　守山学区社協　学区社協21名、会館3名、市社協4名

・自治会では、計画に沿うかたちで民生委員や福祉協力員が中心となり活動している。住民主体と称して自治会が前面に出ることについて、荷が重くなってきており抵抗を感じる。
・市社協中心に策定する活動計画に、自治会はどこまで従わなければならないのか。
・昨年の懇談会等の意見により子育てサロン補助金が年間一括申請に変わったが、従来のほうが都合よく、これも認めてほしい。

学区民児協との懇談会より　～意見等の抜粋･要約～

※第２次計画準備会委員の地域福祉推進員の進行により、地域福祉活動の課題等について意見を自由に発言いただきました。

2010.2.5　小津学区民児協　民生委員児童委員 11 名、地域福祉推進員(進行)1 名、市社協 1 名

・学区社協はあて職が多い。毎年同じことを繰り返さざるをえず、なかなか活動が前進しない。複数年にわたり活動に関わることのできる健康推進員、民生委員、福祉協力員などが頑張らないと。
・学区社協、福祉協力員、地域福祉推進員などを設置し地域福祉活動をすすめようとしたのは分かるが、上から下への流れでなく逆にならないといけない。
・民生委員として福祉協力員の仕事を認識できていない。高齢者サロンは間違いなく協力してくださっている。福祉協力員も民生委員と一線を引かれている。
・福祉協力員との区分がわからず、民生委員として福祉協力員との関わり方が分からない。地域住民の個別のことについて、福祉協力員に言えない。
・福祉協力員になってもらえる人が少ないなか、２年交替が慣例になっている。民生委員と福祉協力員がいっしょに取り組む内容として、今から思えば赤ちゃん訪問がチャンスだったように思う。いま福祉協力員は自治会福祉部会の構成員として活動されるが、民生委員と併行して取り組む内容はない。
・赤ちゃん訪問はしんどい。訪問先の電話番号がほしい。
・福祉協力員という名称があり役職があてられたら、市民はその人に期待をするはず。
・福祉協力員に何をお願いするとよいか。声かけ、見守りくらいか。要介護３以上を民生委員が担当し、要介護１～２を福祉協力員に担当してもらうとか。
・各自治会にお願いして、福祉協力員が何かに取り組むよう考えてもらえないか。
・福祉協力員は、サロンの手伝いだけなら研修などいらない。わざわざ仕事を休んで行ってもらっている。
・福祉協力員をコロコロ替わってもらい、地域のことを知ってもらうことも大事。

2010.2.8　速野学区民児協　民生委員児童委員 19 名、地域福祉推進員(進行)1 名、市社協 2 名

民生委員として大変に感じること

・民生委員の欠員が全国的に増えている。年齢制限等もあり確保が大変。改選時期に選任方法など参考事例の紹介が必要なのでは。
・昔からの「在所（ざいしょ)」でも子どもの情報が入りにくい。虐待死も他所ごとではない。地域活動のなかで、何をどうすればいいのかわからない。
・地域で情報共有ができないと活動が進まない。自治会の福祉部、福祉協力員、民生委員は共有する必要がある。

福祉協力員について

・中野小林では、福祉部の中に役員として福祉協力員が位置づけられている。
・自治会では、まちづくり、民生委員、福祉協力員の役割を分けるべき。福祉部はまちづくりでサロンなどをする。対象者に何かあったときは民生委員に連絡をする。
・福祉協力員と協力して「何かしないといけない」という思いはお互いにあるが、具体的な活動をどうすればいいかわからない。
・福祉協力員の改選時に、最初の役割分担が大事だと思う。

自治会の福祉活動について

・北川ニュータウンでは、2 か月に一回、福祉協力員と民生委員が 75 歳以上の方にヤクルト訪問をしている。最近はタオルで、27 名＋施設 40 名にお届け。
・友愛訪問は、件数も少なく民生委員だけで行くことが多い。２年くらい経って訪問対象者と親密に

なってきた。人に知られたくない個別の話を聞ける。複数で行ったほうがいいときと、１人で行くほうがいいときがある。
・ネオ･ベラヴィータでは、最近すこやかサロンを立ち上げた。65 歳以上 40 名のうち約半数が参加し楽しみにされている。協力スタッフを自治会で募集し 2～3 人。
・美崎では、80 歳以上の老夫婦で民生委員の友愛訪問の対象ではなさそうな比較的元気な方に、福祉協力員の紹介を兼ねて訪問活動を始めた。

地域福祉活動計画について
・個別の問題や課題が地域の課題として適切に集約できるような体制やながれがあってほしい。またこれを地域福祉活動としてＰＲしていくことが必要。
・相談しやすい場所づくり（特に子どもの問題）。自治会で「よろず相談できる人」を位置づけてほしい。各所での相談窓口の連携を大事にしてほしい。
・高齢化もすすみ介護の問題などについて、学区ではなく自治会のなかで具体的な活動をどうやってすすめるかを考えなくてはならないと思う。
・市行政→市社協→学区社協→自治会という流れのなか、これからは自治会の活動に重点が移行していく方向にあってほしい。

2010.2.24　玉津学区民児協　民生委員児童委員 11 名、地域福祉推進員（進行）1 名、市社協 1 名

学区社協について
・学区社協のきっちりした組織がほしい。何年も前から思っている。
・学区社協と民児協の関係について、会館コーディネーターがある程度整理してくれた。
・広報部会が必要かと思う。
・学区社協の評議員に民生委員の全員が入っていることについて疑問を感じる。
・玉津は学区社協よりも、やはり自治会長会が先決だと感じる。
・戦没者追悼法要など、学区社協が関係するものは何でも民生委員に声がかかり、本当にこれでいいのか疑問。

福祉協力員について
・福祉協力員は、もっと前に出て活動してほしい。
・福祉協力員が学区社協にあまり入っていない。
・福祉協力員といかに協働できるか考えてみたい。
・福祉協力員がモチベーションを維持するためにも、責任をもって活動できる内容が必要だと思う。何か事業を担当してもらってはどうか。

2010.3.2　中洲学区民児協　民生委員児童委員 7 名、地域福祉推進員（進行）1 名、市社協 1 名

学区社協活動について

中洲学区は人数が少なく、他学区のようにいろんな組織を立ち上げることになると重複が多くなるため、役割分担をしながら進めていくことが必要。「中洲学区２１活動協議会」のなかで「まちづくり」と「学区社協」が一体的に活動を展開しているが、良い点と課題とすべき点の両面がある。

・「まちづくり」と一体的に連携しながら活動推進にあたることができる。
・「まちづくり」に重点を置かれると、相対的に「学区社協」が縮小し、予算確保が難しくなる。

現在の学区社協運営については、民生委員児童委員が中心。また、従来活動を継続させる体質で、活動継続の点では良いが何か変えたいときは動きづらい。総合的に検討を行う組織がないことが課題としてあげられる。

自治会で高齢者サロンが活発に行われるようになったが、学区で実施するサロンについても意義をもって継続している。

福祉協力員との連携等

以前は市の敬老祝いを協力員と一緒にもしくは分担して持参していたが、最近は対象者が制限され少なくなったことから、民生委員児童委員だけで配るようになった。

日常の見守りという部分においての連携は最近弱くなってきたように思う。

民生委員児童委員とともに、福祉マップづくりをとおして連携ができている。

協力員には守秘義務があると認識しているが、市行政はそうではなさそう。民生委員児童委員だけでは地域全てを把握できない。福祉協力員と連携した見守り体制が必要であることを市行政にも認識してもらいたい。また自治会長の理解も重要。

他の学区に紹介できる活動

福祉協力員は地域のサロンボランティアとして活動を展開している。

自治会サロンにおいて、他の自治会サロンボランティアが参加できる体制ができている。

福祉協力員の人選について、ある自治会では６年間は就任することになっている。またある自治会では後任を探してから退任することになっており、実際に活動をしている人が活動内容を説明し、理解してもらうという面では大変よい。

立田に新しく地域活動の拠点ができる予定である。自治会だけのものではなく、学区全体の拠点として利用できるようになる予定で大変喜ばしい。

民生委員活動で困ったとき

困ったことがあれば、他の民生委員や福祉協力員、または地域包括支援センターの保健師等に相談をしている。

2010.3.3　吉身学区民児協　民生委員児童委員 26 名、地域福祉推進員(進行)1 名、市社協 2 名

民生委員の活動内容について思うこと

・生活支援や貸付のケースが増えている。民生委員としてどこまで関わったらよいのか分からないときがある。
・障害があることを地域に知られたくないと思っておられるのか、民生委員に障害者の情報がなかなか入らない。もう少し情報をもらえたら、訪問活動などできると思う。
・一人暮らし高齢者への訪問は、かなりできてきたように思う。今後は、老夫婦世帯への訪問や見守りの機会を増やしていくことが必要だと思う。
・防災訓練を自治会でおこなうが、このときの民生委員としての関わりを含めて、訓練すべき内容を教えてもらいたい。
・転入者で見守りをお願いしたいという連絡を市役所からもらっており、その人がしばらく不在のようだったので家族さんに確認したら、入院されていた。
・一人暮らしの高齢者の方が、子ども家族と同居されるようになったケースが２件あり、家族一緒に暮らされることをうれしく思った。
・近年、本来の地域の見守り活動ができないくらいに仕事が増えてきたように思う。

学区社協について

・学区社協に色々な取り組みがあるが、共通する方向性やコンセプトがほしい。
・まちづくり推進会議と共有すべき内容は多いはずで、タテ割りでなく一緒に取り組むことができれば、内容がもっと厚くなると思う。

その他

・マンションに子ども会がなく、地域とのつながりが薄いところがある。新旧の住民がうまく混在するような取り組みが必要だと思う。
・介護者のつどいに参加してもらうために、その間介護する人やサービスなどが必要。
・自治会や学区が使える市有バスを、もっと増やして欲しい。
・学区社協主催の介護者のつどい参加者が少ない。市社協でも介護者のつどいが開催されているために参加者が少ないと考えられ、これをやめてほしい。

2010.3.8　河西学区民児協　民生委員児童委員 23 名、地域福祉推進員(進行)1 名、市社協 2 名

福祉協力員の活動について

・福祉協力員にサロンの案内を各戸配布してもらい、友愛訪問を実施している。
・日頃の友愛訪問は民生委員が行っているが、4 名の福祉協力員が担当エリアを決め、すこやかサロン、運動会等の案内を配布することで、友愛訪問をしてもらっている。
・福祉協力員に具体的な活動は何もしてもらっていない。福祉協力員が複数設置されている自治会は良いが、一人体制の自治会の場合、学区で行なっている福祉協力員の活動に参加できないことがあり、情報が入らない。小さな自治会でも、福祉協力員を二人体制にしてほしい。
・福祉協力員 7 名には、交代でサロンに協力してもらっている。仕事を持っている協力員は、参加できないことが多い。
・福祉協力員独自で活動している内容（館外研修、講習会等）の情報が、民生委員にあまり入ってこない。情報交換の時間が必要。
・サロンの後に反省会をする他は、あまり交流がないため、福祉協力員と民生委員の関係をもっと密にしたい。
・福祉協力員のなり手がいないことが一番の問題。前任者の活動が活発になるほど、負担感が大きくなり、なり手がなくなる。任期があった方が良いのでは。
・福祉協力員 3 名には、色々な場面で助けてもらっており、頼りにしている。夜中の緊急時等にも、民生委員からの電話に、快く対応してもらえた。

自治会での福祉活動について

・自治会主催で、福祉関係者が年に 1 回集まり、民生委員が把握している要介護者等の情報を口頭で伝えている。小さい自治会のため、普段から口頭での情報交換はしている。
・月に 1 回、自治会で福祉部会を開催し、民生委員が把握している情報を口頭のみで伝えている。
・福祉部会が自治会行事のほとんどを担っている。
・自治会内に福祉部会が設置されていない。自治会単位の福祉部会の設置を働きかけて欲しい。
・住民の意識の中で、福祉は民生委員が個人的に活動をしているという考えが強い。

2010.3～4　守山学区民児協　人数が多くアンケート形式（民生委員児童委員 38 名、回答 13 名）

よりよい学区社協とは

・転入者が多く、行事など誰もが気軽に参加できるよう PR しオープンな社協をめざす。
・ティッシュなど、いつでも使える友愛訪問の品物がほしい。
・地域福祉活動の中心･拠点であって、指導的役割を担う。
・自治会で役に当たった人のみが、学区へ出てはじめて学区社協活動を知っている。

民生委員として、しんどい時・たいへんな時

・親類等のない通院が必要な一人暮らし高齢者の見守りについて負担を大きく感じた。
・赤ちゃん訪問は民生委員の仕事なのだろうか…。
・民生委員の訪問を快く受け入れてもらえないときがあった。
・自治会行事への参加回数が多い。
・生活困窮による児童の家庭環境の悪さを知っても支援に限界があることを感じ、また両親の生活態度を改めるよう援助できる制度が必要と感じた。
・民生委員の仕事が膨らみすぎていること。自治会行事への参加･手助けが多い。
・ありがとう、また来てね、と言われると嬉しい。これを支えに頑張っている。

福祉協力員活動への期待

・地域福祉権利擁護事業の生活支援員を兼務する等で知名度アップを図る。
・すこやかサロン以外の活動がみえない。住民から得た情報を提供してほしい。

・サロンでのみ交流があるだけで、情報交換の場や協力体制があってほしい。
・民生委員も福祉協力員も現役･OB･OG 関係なく協力し自治会での福祉活動を展開する。
・自治会における日常の活動はわかりにくい。
・地域により活動内容が違うので、それぞれの持ち分で頑張ればよい。
・福祉協力員独自の仕事を開拓してほしい。

自治会での福祉活動について

・自治会間で合同交流会など実施し、情報交換する場があればよい。

学区や自治会での福祉活動で困っていること

・自治会での福祉活動が高齢者サロンに偏っている。乳幼児対象のサロンができるとよいがリーダーがいない。なんとか自治会長に認識してもらいたい。
・自主防災組織と緊急避難支援のように、個人の情報がバラバラ扱いになってゆく？

障害者施設等からのアンケート回答

※第２次計画策定にむけ、守山市障害者自立支援協議会に参加する関係機関･団体へ
アンケートを実施したところ、７施設より回答を得ることができました。

(H22.5.25 アンケート依頼)

地域住民との、現在の活動について

蛍の里

地域活動への参加ということでは、各学区のつどいや各種行事への参加について、すすんで取り組んでいる。(施設で作っている製品の販売・バザー)

蛍の里まつりなどを通じて地域住民との交流を図っているが、地元自治会と協働で何か行事を企画していけるとなお良いと思っている。

ボランティア活動においては、ＧＡＧの方々をはじめ各行事のボランティア参加のお願いや、サマーホリデーサービス事業では、多くの地域住民の協力を今後もお願いしたい。ご支援いただいて感謝しております。

守山はぐくみ共同作業所

地域活動への参加については、市や自治会主催のイベント（学区民のつどい等）へ参加させていただいています。

また当作業所では「地域の方々に当作業所のことを知っていただき応援していただくこと」を目的に後援会を作っています。そこを中心に「はぐくみまつり」「はぐくみバザー」「はぐくみ映画会」を作業所との共催行事として、地域の方々に理解を深めていただく機会をもうけています。

作業所としては、日中活動（作業等）について草木染の活動にボランティアさんに来ていただいたり、草引き等の活動にも来ていただいています。

地域の団体（ＰＴＡ、子ども会、自治会、民生委員児童委員協議会、学区社協等）との連携についても積極的に行なっています。

ワークショップぷくぷく

中洲学区のさまざまなイベントに参加しており、出店をさせていただいたり競技に出場させていただいたりしている。

「ぷくぷく夏まつり」に地元住民はもとより、多くの学区民の人たちに来ていただいている。

平成 21 年 2 月に中洲学区を中心に後援会が発足し、サポーター会員の募集など、協力いただいている。

コミュニティひろば もみの木

地域活動への積極的な参加はとくにありませんが、作業所を離れ外出する機会を多くもっている（地域内の散歩、ボランティア清掃活動、ショッピングなど）ので、地域の方々が施設職員や障害者の様子を見て、何か考えてもらえるきっかけになれば良いと思います。外出先では、しっかりと行動でき頑張っている姿には良いお声かけをいただき、奇声を発したり暴れたりする姿には白い目を向けられることもあります。日常の障害者のありのままの姿や職員の対応を見てもらうことが、私たち施設職員がどんな言葉を使って発信することよりも、本当の意味で障害者のことを理解してもらえるきっかけになり、交流や理解に欠かせないと考えています。

地域の方々からの参加については、学区社協はじめ近隣地域の皆様から除草作業・金品ご寄付・販売活動等へご協力いただくほか、施設の取り組みとしてとくにありません。

ポプリン

学区民のつどい（小津、守山、吉身、速野）に参加させていただいています。ほか地元自治会の夏祭りへの出店や市民交流センターの行事と交流させてもらうなど、年間通じて地域の活動へ参加をさせていただくよう心がけています。

また週２回、介助のボランティアに地域の方に来ていただいています。その他、清掃作業やその後に喫茶を利用いただきお菓子を買っていただくなど、色々な面でお世話になっています。

もりやま作業所

平日において、所内見学や研修に利用いただいている。

人数に限りはあるが、昼食（給食）も準備させてもらい、利用者と一緒に昼休みを過ごしていただいている事例もあります。

あじさい園

毎年９月あじさい園ふれあいフェスティバルでは、地域住民約 200 名の参加を得て、交流と障害者理解の機会としている。

毎月第４土曜日を余暇支援事業として自由参加で約３０名の利用者と職員、ボランティア（ドリーム 18 会）の皆さんに手伝ってもらい、芋掘り、芋煮会、餅つき、バーベキュー、ゲーム、手作り品など、毎回趣向を凝らした取り組みをしている。

ほか週２回、ドリーム 18 会メンバーが２～３名ずつ作業の手伝いに来てくださる。

今後に向けた要望等

蛍の里

教職員研修、ＰＴＡ活動での研修、自治会での学習会等を通じて、障がいに対する正しい知識と理解を深め、地域で暮らす障がい児（者）が大人になっても地域で普通に暮らしていける地域づくりをして欲しい。

育成会や各親の会等に対する関わりを積極的にもち、団体に対してサポートして欲しい。限られた人の集まりになるため、自治会や学区社協など他の団体と繋がりをつけて、互いの理解を深めて欲しい。

守山はぐくみ共同作業所

今やっていただいていることを継続いただけることが一番だと思います。

あえて言うなら、後援会、作業所で行なっている行事ごとのＰＲ活動（例えば、市内全自治会でチラシの掲示、回覧をしていただく等）を協力いただけるとありがたいです。

ワークショップぷくぷく

グループホーム（ケアホーム）をぜひ中洲学区で実現したい。そのための情報提供や協力をお願いしたい。

今までも受け入れさせてもらってきたが、各種団体の研修や見学を積極的に受け入れ、障害者理解と啓発に努めていきたい。

コミュニティひろば もみの木

地域住民の理解や支援の裾野を拡げていくためには、福祉関係者側からの発信を中心とした場では参加者が限られてしまうように思えます。地域住民の方々の福祉に関する疑問・意見等の問いかけに福祉関係者側が回答することを中心とした場があれば、また違った議論の展開となり、新たな支援や理解が生まれるように思えます。これまで福祉にあまり関心のなかった地域住民による負の意見を聞くことで、福祉関係者側が見直すべき点が多く出てくるように考えています。

また地域で障害者が一住民として行事等に参加できる仕組み（働きかけ）がより多くあれば良いと思います。通所施設は日中活動の場ですが生活の中心は住まいであり、この住まいを中心にした地域支援の充実を望みたいです。

ポプリン

クッキーやケーキの製造と販売をしており、注文をいただくと利用者の仕事に対する気持ちが変わってきます。そして商品を納品させてもらうとき、皆様から挨拶をしてもらうことがとても嬉しいの

です。だから配達に行く希望者が多く、順番にしています。

仕事をいただくこともありがたいのですが、障害のある人に「ごくろうさま」「こんにちは」など声をかけてもらうことが必要なのではないでしょうか。

もりやま作業所

地域団体等にやってもらいたいこと等、現在検討中。社協だより送付の際、年に１回くらいボランティア団体の一覧表など一緒に入れていただけるとありがたいです。

あじさい園

現在、市内の多くの方々に注文いただいている弁当は、授産事業の収益につながり、利用者が配食や配達に喜びを感じて取り組んでいます。一度に多くは対応できないこともありますが、現状を継続していただけるようお願いします。

障害者の日中活動の場として施設が整備されておりますが、休日の過ごし方や趣味の支援という部分では不足を感じます。障害のあるなしに関わらず気軽に利用できる趣味講座や外出支援ボランティアの養成をお願いしたいと感じております。また講師やボランティアの情報が、広く共有できるとよいのではないかと感じます。

地域で開催される運動会、その他大会などで使用される記念品等に、市内施設で製造されている製品の活用をお願いします。また、市内各施設の自主製品のＰＲにもご協力をお願いします。

万が一の天災には、高齢者だけではなく障害者の安全確保ができるよう、各自治会で高齢者や障害者の居場所を把握しておいてほしい。また地域の障害者施設などが避難場所になり、障害児者の受け入れができるよう、各施設に災害時用グッズを配布することからはじめ、職員の救急技術などの向上に市や社協も積極的に関与してほしい。

障害者や高齢者が行方不明になると、市内事業所が連携して行方不明者の捜索を行うことができないか。有線放送だけでなくＦＡＸやインターネットを使って、もっと情報を公開できないか。

市社協・市内のうごき （関連年表）

年	年号	世帯数	増減	人口	増減	市社協関係のうごき	市内のうごき 自治会編成のようす	市内のうごき	時 事
1955	30	4755	—	24777	—			守山町と小津・玉津・河西・速野村の一町四村が合併し守山町に 町広報創刊	森永ヒ素ミルク事件
1956	31	4803	48	24979	202	守山町社協発足			東海道本線全線電化　日本が国連加盟
1957	32	5531	728	28724	3745			中洲村のうち新庄・服部・立田・幸津川・小浜を守山町に編入合併	茨城県東海村に原子炉完成
1958	33	5555	24	28763	39			吉身・勝部小学校を統合し守山小学校開校	一万円札発行開始　東京タワー公開開始
1959	34	5611	56	28963	200			町立守山高等裁縫女学校を廃し守山町立守山女子高等学校開校 守山学園開園	国民年金法　児童権利宣言　伊勢湾台風　キューバ革命
1960	35	5831	220	29654	691			有線放送農業協同組合設立 天然記念物守山源氏蛍天然記念物指定解除	精神薄弱者福祉法　自民党高度成長・所得倍増策発表　チリ地震津波
1961	36	5789	−42	29468	−186			町役場が吉身の守山小学校跡へ移転　ごみ焼却場建設	国鉄大阪環状線開通　第二室戸台風　国民皆年金
1962	37	5956	167	29910	442			湖南・三和・明富の三中学校を統合し守山中学校開校 町観光協会設立	YS−11初飛行　キューバ危機
1963	38	6216	260	30722	812				老人福祉法　名神高速道路開通　米ケネディ大統領暗殺
1964	39	6406	190	31580	858	心配ごと相談所開設（H22.3まで）		町全域に有線放送電話開通　琵琶湖大橋開通	母子福祉法　東京オリンピック　東海道新幹線開通　新潟地震
1965	40	6580	174	32156	576			中央公民館・守山総合ビル（庁舎）完成　町歌・町章制定 台風24号野洲川決壊	日本サッカーリーグ発足
1966	41	6800	220	32330	174	守山町社協法人認可		町立守山母子健康センター開所 守山・小津・玉津・速野・中洲農協合併	日本人総人口1億人突破　THE BEATLES来日
1967	42	6974	174	32616	286			守山警察署新築　県立運転免許センター開所	大量消費時代に入る
1968	43	7213	239	33409	793			町消防本部・消防署の設置　守山農免道路開通 守山・河西農協合併	3億円強奪事件
1969	44	7418	205	34189	780			第1回七夕まつり開催　ごみ収集事業全域に拡大	アポロ１１号月面着陸　NHKのFM放送開始　千葉県松戸市すぐやる課
1970	45	7736	318	35360	1171	町社協から市社協へ		市制施行開始　湖南消防組合発足　県立成人病センター完成 市福祉事務所設置　吉身保育園開園	大阪万博
1971	46	8226	490	36797	1437	守山・小津・玉津・河西・速野・中洲学区社協設立		１代目市長北川俊一氏就任（再選） 北公民館開館（速野支所併設）　ごみ収集無料化 総合発展計画策定　守山駅開業60周年　野洲川改修工事起工	知的障害者の権利宣言
1972	47	8682	456	38023	1226		野洲川改修工事で 川辺地区移転	守山市開発公社設立　県立滋賀整肢園開園	沖縄返還　日中国交正常化

1973	48	9103	421	39156	1133			第1なぎさ公園完成　守山駅舎完成　第1回市民のつどい開催 玉津保育園開園　市役所駅前連絡所開所　少年センター開所	老人医療費公費負担制度（福祉元年）　ベトナム戦争終結 第4次中東戦争勃発　オイルショック　日本円変動相場制に移行
1974	49	9589	486	40429	1273	吉身学区社協設立		守山開発公社から守山土地開発公社へ　第1回市民歩こう会開催 吉身小学校が守山小学校から分離開校　公共下水道事業着手	GNPマイナス戦後初
1975	50	10176	587	41566	1137			2代目市長髙田信昭氏就任　第1回スポーツカーニバル開催 市の木「クスノキ」、市の花「妙蓮」に	第1回先進国首脳会議（サミット）　障害者の権利宣言
1976	51	10389	213	42201	635	守山善意銀行開設　福祉ヤクルト事業（～H9.3）		小津・玉津（老人憩いの家）・中洲会館開設　第2なぎさ公園完成 農業者トレーニングセンター開所　浮気保育園開園 守山市同和教育研究大会開催	ロッキード事件　南北ベトナム統一
1977	52	10679	290	43025	824	守山市奉仕活動センター（ボランティアセンター）開設		小津幼稚園・保育園開園　守山会館開館　市民体育館開設 県立総合保健専門学校開校　もりやま共同作業所開所	ひまわり1号打上げ
1978	53	10867	188	43381	356		川中地区が 今市自治会から分離	吉身・速野会館開館　守山北中学校開校　休日急病診療所開所 図書館開館　印鑑登録カード化 第2次守山市総合発展計画を策定	成田空港開港
1979	54	11524	657	45549	2168	守山駅東口自転車駐車場管理受託（～H23.3）		古高保育園開園　近江守山郵便局新庁舎完成 全国高校総体（バレーボール会場）	第2次オイルショック　新経済社会7カ年計画閣議決定
1980	55	11972	448	47042	1493			河西会館新築移転　市民憲章制定　地域総合センター開館 埋蔵文化財センター開所　市民球場完成	イラン・イラク戦争
1981	56	12303	331	48068	1026			守山漁村センター開設 国民体育大会（バレーボール、軟式野球会場） 守山市障害者福祉教育センター開設　あじさい園開所	国連「国際障害者年」ノーマライゼーション理念明確に
1982	57	12664	361	49309	1241			ごみ指定紙袋制開始　守山市民病院開設　木浜漁港開港	老人保健法（老人医療費公費負担廃止）
1983	58	12943	279	50126	817	給食サービス事業開始	河西ニュータウン・ 河西ハイム地区が 播磨田自治会から分離	県立守山北高校開校　サンライフ守山開設	市町村社協法制化　東京ディズニーランド開園　大韓航空機墜落事故 ファミリーコンピュータ発売
1984	59	13535	592	51891	1765	福祉基金設置		第3次総合発展計画基本構想策定　守山南中学校開校 交通安全都市宣言	グリコ・森永事件
1985	60	13896	361	53147	1256			環境センター開所	NTT、JT発足　日航機墜落事故
1986	61	14891	995	54575	1428	市社協強化計画推進委員会設置	グランドメゾン地区が 浮気自治会から分離	守山市文化体育振興事業団設立　住民情報システムオンライン化 守山商工会議所設立　市民ホール開館　市民プール完成 ゆいの里開園　守山デイサービスセンター開所	チェルノブイリ原発事故
1987	62	15212	321	55634	1059	市社協強化計画大綱の制定	大鳥地区が二町自治会から 三宅稲葉地区が三宅自治会 から分離	守山市シルバー人材センター設立	社会福祉士及び介護福祉士法 国鉄分割民営化　NTT株式上場　大韓航空機爆破事故

1988	63	15630	418	56641	1007	「ボラントピア事業（厚生省）」指定受ける ボランティアコーディネーター設置　広報紙しあわせ創刊 福祉啓発推進員「ふくし記者」設置（～H20.3）	中野小林地区が 中野自治会から分離	「のどかな田園都市守山」平和都市宣言　守山養護学校開校 小児保健医療センター開設　心身障害児総合療育センター開設 もりやま生活ホーム開所	青函トンネル、瀬戸大橋開通　東京ドーム開業　リクルート事件
1989	1	15985	355	57522	881	住民福祉映画会（福祉の心を育てる映画会、～H21） 車いす・地域福祉啓発用器材（イベント機器）貸与事業開始 福祉のまちづくりのための市民意識調査実施			ゴールドプラン策定　消費税3%開始　宇野宗佑内閣69日間 米ソ冷戦終結　ビルマ国名がミャンマーに　横浜ベイブリッジ開通 ベルリンの壁崩壊
1990	2	16556	571	58903	1381	エアーマット貸与および助成事業実施	弥生の里地区が横江自治会 から、金森山柿地区が金森 自治会から分離	物部小学校・幼稚園が守山小学校・幼稚園から分離開校・開園 ほたるの森資料館開館　守山はぐくみ共同作業所開所	福祉関係8法改正　東西ドイツ統一
1991	3	16848	292	59608	705	社協会員を整理（一般・福祉関係団体・福祉施設・個人賛助・特別賛助）　盲人ガイドヘルパー派遣事業受託（～H15.3）	レックス弐番館地区が 岡自治会から分離	明富中学校開校が守山北中学校から分離開校 守山市国際親善協会設立	育児・介護休業法　バブル崩壊　信楽高原鉄道衝突事故　救急救命士法 雲仙普賢岳大火砕流　ソビエト連邦崩壊　湾岸戦争
1992	4	17301	453	60526	918	法律相談の開設　ボランティア基金設置		湖岸道路開通　野洲川ふれあい広場開所	東海道新幹線のぞみ運行開始
1993	5	17587	286	61075	549	「ふれあいのまちづくり事業（厚生省）」指定受ける 地域福祉推進員・福祉協力員制度創設 市社協事務所すこやかセンターへ移転		すこやかセンター（守山市福祉保健センター）開所 立入が丘小学校・幼稚園が吉身小学校・幼稚園から分離開校・開園	老人保健福祉計画を全市町村・都道府県で策定 Jリーグ開幕
1994	6	18072	485	61704	629	すこやかサロン開始 第1回在宅介護者のつどい開催		もりやま芦刈園開園　琵琶湖大橋4車線化　蛍の里開園 市民病院療養型病床群病棟開設　老人保健福祉計画策定	主任児童委員制度創設　新ゴールドプラン策定　エンゼルプラン作成 関西国際空港開港
1995	7	18506	434	62459	755			3代目市長甲斐道清氏就任　もりやまフルーツランド開園 人権尊重都市宣言 守山パートサテライト（現ジョブプラザ守山）開所	阪神大震災（ボランティア元年）　障害者プラン作成 地下鉄サリン事件　PHSサービス開始
1996	8	18895	389	63185	726		サムズ守山地区が 泉町自治会から分離	豊穣の郷赤野井湾流域協議会設立 幸津川デイサービスセンター開所　生活ホーム翼開所	O-157集団食中毒発生　薬害エイズ訴訟の和解成立
1997	9	19367	472	63936	751	ホームヘルプ事業開始		近江妙蓮公園開園　市民運動公園に平和モニュメント設置 障害者プラン策定　障害者生活支援センターすくらむ開設	介護保険法　消費税5%スタート　長野新幹線開通 東京湾アクアライン開通　ナホトカ号重油流出　香港が中国へ返還
1998	10	19953	586	64926	990	地域福祉活動計画策定委員会設置	北川ニュータウン地区が 中野自治会から分離 ラフィーネ守山自治会発足	守山ふれあい公園開設　佐川美術館開館 市ボランティア観光ガイド協会設立　守山警察署が金森町に移転 びわ湖わんわん王国開園（H17.2閉園）　湖南広域行政組合設立 三宅デイサービスセンター開所　ポプリン開所	NPO法（特定非営利活動促進法）　郵便番号7桁に 明石海峡大橋開通　長野オリンピック
1999	11	20518	565	65553	627	地域福祉権利擁護事業開始　腹話術講座・点字講座開催 福祉ちょっと体験スクール開催		子育て支援総合計画「守山っ子ほほえみプラン」策定	社会福祉基礎構造改革について発表 しまなみ海道全線開通　国旗・国歌法
2000	12	21067	549	66344	791	地域福祉活動計画策定（H12～H21年度） もりやま社協だより創刊　訪問看護事業開始 そば打ち講座開講		平安女学院大学守山キャンパス開校（H17.3高槻へ統合） 第4次市総合計画「もりやまレインボープラン2010」策定 公文書館開館　うねりフェスタ2000開催 スペースウィン開所	介護保険制度開始　年金改正法　新成年後見制度施行 有珠山・三宅島噴火　二千円札発行　2000年問題 少年法改正で刑事罰年齢が16歳から14歳へ

2001	13	21580	513	67238	894	第三者委員設置　苦情解決制度開始 市社協厚生労働大臣表彰受賞　男性ボランティア講座開講		びわこ地球市民の森開園　ワークショップぷくぷく開所	児童虐待防止法　サッカーくじtoto開始　えひめ丸衝突事故　狂牛病 USJ、東京ディズニーシー開園　米同時多発テロ　イチロー米メジャーへ
2002	14	22348	768	68558	1320	石田デイサービスセンター運営開始		野洲川斎苑開所　ほほえみセンター（大型児童センター）開所 駅前総合案内所開所　みさき自然公園開園 ららぽーと守山に市民サービスセンター開所	ホームレス自立支援法成立　住基ネット開始　学校週5日制スタート
2003	15	22947	599	69512	954	お話し相手ボランティア派遣事業受託開始 外出支援ボランティア活動開始（H18.10福祉有償運送事業へ）	ネオ・ベラヴィータ守山地区 が木浜自治会から分離	4代目市長山田亘弘氏就任 コミュニティ防災センター・北消防署の新庁舎開所 市民参画制度「100人委員会」「パブリックコメント手続」創設 住民票写しなどの自動交付サービス開始	障害者支援費制度施行　新型肺炎SARS流行　日本郵政公社発足
2004	16	23586	639	70596	1084	福祉協力員活動充実のための意識調査 民生委員児童委員の活動状況・意識調査 市社協補助金等あり方検討委員会		河西幼稚園新園舎完成　もりやま障害者プラン2004策定 乳幼児の福祉医療費無料化　病後児保育開始 第1回環境フェア開催　環境センター内にリユースセンター開設 びわこ横断エコバス運行開始　コミュニティひろばもみの木開所	発達障害者自立支援法　新潟県中越地震　スマトラ沖地震 鳥インフルエンザ発生　浅間山噴火
2005	17	24335	749	71706	1110	ファミリー・サポートセンター事業受託開始 災害ボランティアコーディネーター養成事業受託（～H18） 子育て支援ボランティア「オアシス」結成		もりやま未来債発行　第1回もりやま市民活動屋台村開催 ビッグレイク（野洲川歴史公園サッカー場）開所	障害者自立支援法　高齢者虐待防止・介護者支援法 中部国際空港開港　愛知万博　JR福知山線脱線事故
2006	18	25198	863	73095	1389	福祉のまちづくりをすすめていく指針策定 すこやか体操ビデオ・テキスト発行　市社協改革検討会議		守山女子高等学校が立命館守山高等学校へ 市指定ごみ袋の店舗販売開始　湖南ホームタウン開所	障害者の権利条約　うるう秒　神戸空港、北九州空港開港
2007	19	26150	952	74806	1711	市社協顧問設置　すこやか体操お口編発行		びわこみみの里開所	全国精神障害者家族会連合会破産　米サブプライム住宅ローン問題
2008	20	26842	692	75929	1123	回想法ボランティア養成事業受託（H21.11派遣事業受託へ） すこやかサロンレシピ集発行 学区社協・市社協懇談会開始　市社協職員学区担当制開始		エルセンター（生涯学習・教育支援センター）開所 おうみんち完成　第21回全国スポレク祭 まちづくり会社「株式会社みらいもりやま21」発足	後期高齢者医療制度スタート　米リーマンブラザーズ破綻
2009	21	27273	431	76715	786	第2次守山市地域福祉活動計画策定準備会 もりやま社協だより企業広告掲載開始 スリーハート社協開所 子育てサロン啓発冊子「子育てサロンってなぁ～に?発行」 地域生活支援ボランティア「安心お助け隊」結成		玉津こども園開園	裁判員裁判スタート　新型インフルエンザ流行
2010	22	27813	540	77586	871	認知症対応型デイサービス「ひだまり」開所 駐輪場受託終了（H23.3）		小津こども園開園	観測史上最高の猛暑

第２次計画策定にむけた会議など

（平成 21 年度）

8/7	第１回 準備会
9/11	第２回 準備会〔人口・世帯データ、懇談会の実施について〕
9/15	速野学区社協懇談会（学区社協 22 名、会館２名、市社協６名）
9/17	守山学区社協懇談会（学区社協 23 名、会館２名、市社協４名）
10/5	中洲学区社協懇談会（学区社協 14 名、会館３名、市社協４名）
10/8	吉身学区社協懇談会（学区社協 15 名、会館２名、市社協６名）
10/9	河西学区社協懇談会（学区社協 21 名、会館２名、市社協５名）
10/16	第３回 準備会〔懇談会・アンケートの実施について〕
11/12	第４回 準備会〔第１次計画評価、福祉協力員のあり方について〕
12/10	第５回 準備会〔小地域福祉活動について〕
1/14	第６回 準備会〔計画の構成、第１次→第２次のつながりについて〕
2/5	小津学区民生委員児童委員聞き取り（委員 11 名、地域福祉推進員１名、市社協１名）
2/8	速野学区民生委員児童委員聞き取り（委員 19 名、地域福祉推進員１名、市社協２名）
2/18	第７回 準備会〔基本理念・基本目標について〕
2/24	玉津学区民生委員児童委員聞き取り（委員 11 名、地域福祉推進員１名、市社協１名）
3/2	中洲学区民生委員児童委員聞き取り（委員７名、地域福祉推進員１名、市社協１名）
3/3	吉身学区民生委員児童委員聞き取り（委員 26 名、地域福祉推進員１名、市社協２名）
3/4	守山学区民生委員児童委員聞き取り（委員 38 名、地域福祉推進員１名、市社協１名）
3/8	河西学区民生委員児童委員聞き取り（委員 23 名、地域福祉推進員１名、市社協１名）
3/18	第８回 準備会〔１年間のまとめ〕

（平成 22 年度）

5/21	第 1 回 作業部会
5/25	障害者の関係機関･施設へアンケート（障害者自立支援協議会にて依頼、回答 7 件）
6/18	第 2 回 作業部会〔障害者施設からの意見、計画の体系について〕
6/24	第 1 回 策定委員会
7/16	第 3 回 作業部会〔計画一覧について〕
8/20	学区社協連絡会議にて計画の方向性を共有 （7 学区より、学区社協会長･学区民児協会長･地域福祉推進員･会館長）
8/20	第 4 回 作業部会〔第１章～第２章について〕
8/25	吉身学区社協懇談会（学区社協 12 名、会館 2 名、市社協 6 名）
8/30	第 2 回 策定委員会〔第１章～第２章について〕
9/1	小津学区社協懇談会（学区社協 15 名、会館 2 名、市社協 6 名）
9/2	中洲学区社協懇談会（学区社協 9 名、会館 3 名、市社協 6 名）
9/8	玉津学区自治会長懇談会（自治会長 4 名、会館 3 名、市社協 6 名）
9/10	河西学区社協懇談会（学区社協 23 名、会館 3 名、市社協 5 名）
9/14	速野学区社協懇談会（学区社協 21 名、会館 2 名、市社協 2 名）
9/17	第 5 回 作業部会〔重点的に取り組む地域福祉活動について〕
9/21	守山学区社協懇談会（学区社協 21 名、会館 3 名、市社協 4 名）
10/15	第 6 回 作業部会〔第３章～第４章について〕
11/5	第 3 回 策定委員会〔第３章～第４章について〕
11/19	第 7 回 作業部会〔パブリックコメントの原案について〕
12/10	第 4 回 策定委員会〔パブリックコメントの原案について〕
12/17	第 8 回 作業部会〔パブリックコメントの原案について〕
1/4	パブリックコメント実施（～1/14）　　→意見なし
1/26	第 9 回 作業部会〔資料編、計画概要版について〕
2/15	第 10 回 作業部会〔資料編、計画概要版について〕
2/21	学区社協連絡会議にて計画の内容を共有 （7 学区より、学区社協会長･学区民児協会長･地域福祉推進員･会館長）
3/4	第 5 回 策定委員会〔計画完成〕

第２次守山市地域福祉活動計画策定準備会設置要綱

（目的）
第１条　第２次守山市地域福祉活動計画策定準備会（以下「準備会」という。）は、平成23年3月に第２次守山市地域福祉活動計画（以下「第２次計画」という。）を策定するための準備をおこなうことを目的とする。

（任務）
第２条　準備会は、前条の目的を達成するため、次の任務を担う。
（１）第２次計画策定に必要な事項およびその内容を審議する。
（２）第２次計画の素案を審議する。
（３）その他必要な事項

（委員）
第３条　準備会は、社会福祉法人守山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する委員 15名をもって構成する。
２　委員の任期は、委嘱日から平成22年3月31日までとする。ただし、委員の欠けた場合は、補欠委員を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。
３　準備会に委員長及び副委員長を置く。
４　委員長は、会務を総括し、準備会を代表する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第４条　準備会の会議は、委員長が招集する。
２　準備会の議長は、委員長がこれにあたる。

（事務局）
第５条　準備会の事務局は、社協に置く。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、準備会に関して必要な事項は、委員長が準備会に諮って定める。

付　則
この要綱は、平成21年7月21日から施行する。

第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）
第１条　この委員会は、平成23年３月に第２次守山市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的に設置する。
（名称）
第２条　この委員会は、第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。
（任務）
第３条　委員会は、第１条の目的を達成するため、計画策定に必要な事項およびその他必要な事項を審議する。
（組織）
第４条　委員会は、１３名以内の委員をもって構成する。
２　委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから社会福祉法人守山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。
３　委員の任期は、計画完成までとする。ただし、委員の欠けた場合は、補欠委員を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。
（委員長および副委員長）
第５条　委員会に委員長および副委員長を置く。
２　委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（作業部会）
第６条　委員会の業務を円滑に進めるため、作業部会（以下「部会」という。）を設置する。
２　部会の設置要綱は、別に定める。
（会議）
第７条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員会の議長は、委員長があたる。
３　委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の委員会への出席および意見を求めることができる。
（事務局）
第８条　委員会の事務局は、社協に置く。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

別表（第４条第２項関係）

自治連合会
学区社会福祉協議会
民生委員児童委員協議会
地域福祉推進員連絡会
ボランティア連絡協議会
老人クラブ連合会
施設連絡協議会
ＮＰＯ
市福祉事務所長
市教育部長
県社会福祉協議会
学識経験者
会長が必要と認める者

第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会作業部会設置要綱

（設置）
第１条　第２次守山市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第６条に基づき、作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

（任務）
第２条　部会の任務は、次のとおりとする。
（１）委員会で審議する資料および計画の素案の作成
（２）作業の結果を委員会へ報告
（３）その他必要な事項

（組織）
第３条　部会員は、別表に掲げる者のうちから社会福祉法人守山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。
２　部会員の任期は、計画完成までとする。ただし、部会員の欠けた場合は、補欠部会員を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

（部会長および副部会長）
第４条　部会には、部会長および副部会長を置く。
２　部会長および副部会長は、部会員の互選によって定める。
３　部会長は、会務を総括し、部会を代表する。
４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　部会の会議は、部会長が招集する。
２　部会の議長は、部会長がこれにあたる。
３　部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の部会への出席および意見を求めることができる。

（事務局）
第６条　部会の事務局は、社協に置く。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

別表（第３条第１項関係）

地域福祉推進員	７名以内
民生委員･児童委員	５名以内
市社会福祉課	１名
県社会福祉協議会	１名
学識経験者	１名
会長が必要と認める者	３名以内

第２次守山市地域福祉活動計画策定準備会委員　（H21.8.7～H22.3.31）

氏　名	備　考
野々村 治雄（副）	地域福祉推進員（守山学区・地域福祉推進員連絡会代表）
岡治 勝	地域福祉推進員（吉身学区）
村木 勲	地域福祉推進員（小津学区）
和田 啓一	地域福祉推進員（玉津学区）
園 辰男	地域福祉推進員（河西学区）
北村 孝	地域福祉推進員（速野学区）
山口 幸子	地域福祉推進員（中洲学区）
田中 正樹	民生委員児童委員協議会（第１部会長）
戸﨑 良和	民生委員児童委員協議会（第２部会長）
岡本 昭久	民生委員児童委員協議会（第３部会長）
中道 良昭	民生委員児童委員協議会（第４部会長）
上路 美智代	民生委員児童委員協議会（主任児童委員会副代表）
堀井 佐重喜	守山市社会福祉課
永田 真理	滋賀県社会福祉協議会（地域担当）
山下 憲昭　（長）	学識経験者（大谷大学教授）

15 名　　敬称略、順不同

第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会委員　（H22.6.24～計画完成）

氏　名	備　考
川田 茂明	自治連合会（吉身学区長）
上田 悟	学区社会福祉協議会（河西学区社協会長）
橋井 惠子	民生委員児童委員協議会（小津学区民児協会長）
北村 孝	地域福祉推進員連絡会（同代表／作業部会副部会長）
藤田 章子	ボランティア連絡協議会（お話し会たんぽぽ代表）
勝島 玄宥	老人クラブ連合会（同会長）
下村 勲	施設連絡協議会（ワークショップぷくぷく施設長）
中出 弘一郎	ＮＰＯ（ＮＰＯ法人経営支援リエゾンオフィス常務理事）
古髙 弘士	市福祉事務所長
三品 長治	市教育部長
松村 賢一	滋賀県社会福祉協議会（同地域福祉部長）
山下 憲昭　（副）	学識経験者（大谷大学教授／作業部会長／H21 準備会委員長）
山本 富夫　（長）	会長が必要と認める者（学識経験者／前守山市社協会長）

13 名　　敬称略、順不同

第２次守山市地域福祉活動計画策定委員会作業部会員　（H22.5.21～計画完成）

氏　名	備　考
川本 隆志	地域福祉推進員（守山学区）
岡治 勝	地域福祉推進員（吉身学区）
森田 廣	地域福祉推進員（小津学区）
和田 正治	地域福祉推進員（玉津学区）
園 辰男	地域福祉推進員（河西学区）
北村 孝　（副）	地域福祉推進員（速野学区・地域福祉推進員連絡会代表）
山口 幸子	地域福祉推進員（中洲学区）
田中 正樹	民生委員･児童委員（民生委員児童委員協議会第１部会長）
戸﨑 良和	民生委員･児童委員（民生委員児童委員協議会第２部会長）
岡本 昭久	民生委員･児童委員（民生委員児童委員協議会第３部会長）
中道 良昭	民生委員･児童委員（民生委員児童委員協議会第４部会長）
上路 美智代	民生委員･児童委員（民生委員児童委員協議会主任児童委員会副代表）
堀井 佐重喜	市社会福祉課（市地域福祉計画担当）
加藤 芳顕	県社会福祉協議会（地域担当）
山下 憲昭　（長）	学識経験者（大谷大学教授・H21 計画策定準備会委員長）
野々村 治雄	会長が必要と認める者（H21 計画策定準備会副委員長）

16 名　　敬称略、順不同